

REPORT

福岡市東部農業協同組合 | ディスクロージャー誌

2014

CONTENTS

I	ごあいさつ	1
II	組合の沿革・歩み	1
III	経営方針	2
1	経営理念	2
2	経営方針	2
IV	概況及び組織に関する事項	3
1	業務の運営の組織	3
2	理事及び監事の氏名及び役職名	5
3	事業所の名称及び所在地	5
V	主要な業務の内容	6
1	一般的な概況	6
2	平成25年度各事業の概況	7
VI	事業活動に関する事項	11
1	事業活動のトピックス	11
2	農業振興活動	11
3	地域貢献活動	11
4	情報提供活動	11
5	リスク管理の状況	12
6	自己資本の状況	16
VII	直近の2事業年度における財産の状況に関する事項	17
1	決算の状況	17
2	財務諸表の正確性等にかかる確認	31
3	最近の5事業年度の主要な経営指標	32
4	利益総括表	32
5	資金運用収支の内訳	33
6	受取・支払利息の増減額	33
7	自己資本の充実の状況	34
VIII	直近2事業年度における事業の実績	43
1	信用事業	43
2	共済事業	49
3	農業関連事業	50
4	生活その他事業	50
IX	直近2事業年度における事業の状況を示す指標	51
1	利益率	51
2	貯貸率・貯証率	51
3	職員一人あたりの取扱高	51
4	一店舗あたりの取扱高	51
X	役員等の報酬体系	52
1	役員	52
2	職員	52

※本誌掲載金額は単位未満を切り捨てて表示しています。
そのため、表中の合計が一致していない場合があります。



PROFILE

(平成26年3月31日現在)

名称	福岡市東部農業協同組合 (JA福岡市東部)
設立	昭和38年7月
本店所在地	〒812-0061 福岡市東区菅松2丁目19番16号
店舗数	14 (本店1 支店10 事業所3)
職員数	204名 (うち正職員183名)
総資産	1,553億円
出資金	35億円
自己資本比率	13.86%
貯金残高	1,380億円
貸出金残高	851億円

I ごあいさつ



平成26年 7月
代表理事組合長

石川 直 茂

組合員の皆様には、日頃よりJ A福岡市東部の各事業活動に対し格別のご支援、ご協力を賜り心より厚くお礼申し上げます。

平成25年度は、創立50周年の記念の年でした。記念式典、ふれあいフェスティバル、各種イベント等の行事を開催することができました。組合員や利用者の皆様へ感謝の念がお伝えできたものと思っております。

しかし、農業や農協を取り巻く環境は、正組合員の高齢化や減少、耕作放棄地の増加、農産物価格の低迷、TPP参加問題など、問題山積みです。このようななか、J A福岡市東部は新たな中期3カ年経営計画の初年度として、

- 1、農業を取り巻く環境に配慮し、地域の特性を生かした農業振興に取り組みます。
- 2、組合員の財産保全を図るとともに、地域の豊かな暮らしを支える、信頼される各種相談機能の充実に努めます。
- 3、組合員、地域の皆様に愛されるJ Aファン作りに向けた地域密着活動を展開します。
- 4、J Aの使命や役割を果たし、組合員・地域住民から選ばれる組織となるため、経営管理態勢の高度化に向けた取り組みを行います。

以上、4項目を基本方針と定め事業展開してまいりました。

農業面では農を通じて組合員、地域の皆様との触れ合いを深め、顔の見える安全・安心な農産物の生産、指導、販売強化を努めてまいりました。

金融面では開発部と連携して、組合員の資産を保全するため総合的な相談活動・提案などを行い、前年度より取り組みを始めた支店行動計画により、組合員との親密度・信頼度がさらに高まり、地域金融機関としてお役に立てたと思えます。

貯金・長期共済・年金共済・購買品・販売品・開発事業・組合員の拡大・経常利益については目標を達成することができました。

また、福岡県代表として、J Aバンク優績表彰を3年連続受賞しました。

組合員の皆様のご支援、ご協力の賜物と改めて感謝申し上げます。

平成26年度は、中期3カ年経営計画2年目の年です。

基本理念「J A福岡市東部は、未来に向けて人と人のふれあいを大切に、心豊かな地域社会づくりを目指します」のもと、中期経営計画の達成を目指し、支店・事業所を拠点とした地域密着活動、支店行動計画の充実に努め、経営管理態勢を強化、健全経営を確立し、組合員・地域の皆様からより信頼され、愛され、選ばれるJ A福岡市東部、地域に貢献し役に立つJ A福岡市東部を目指し、役職員が一体となり努力していく所存です。組合員の皆様のご支援・ご協力をお願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

II 組合の沿革・歩み

1963	(昭和38年)	7月	福岡市東部農業協同組合 設立
1973	(昭和48年)	7月	創立10周年記念式典開催
1983	(昭和58年)	9月	創立20周年記念式典開催
1990	(平成2年)	4月	「本所・支所」から「本店・支店」へ名称を変更
1992	(平成4年)	4月	CI戦略の一環として、愛称「J A」を採用
1993	(平成5年)	11月	創立30周年記念式典開催
1997	(平成9年)	3月	蒲田育苗センター完成
2001	(平成13年)	4月	「出張所」から「支店」へ名称を変更
2003	(平成15年)	9月	J A福岡市東部ビル(本店、箱崎支店、J Aハウジング・センター、リジェール)落成
2003	(平成15年)	11月	創立40周年記念式典開催
2004	(平成16年)	5月	金融新オンラインシステム(JASTEM)稼働
2005	(平成17年)	10月	遺言信託業務を開始
2007	(平成19年)	3月	組合の地区を東区と博多区の全域に変更
2007	(平成19年)	10月	「愛菜市場」を開設
2009	(平成21年)	1月	月隈支店落成
2009	(平成21年)	11月	貯金量1,000億円達成
2013	(平成25年)	2月	旧奈多支店・旧三苦支店の再編により新三苦支店落成
2013	(平成25年)	7月	創立50周年記念式典開催

III 経営方針

1 経営理念

基本理念

「JA福岡市東部は、未来に向けて人と人のふれあいを大切にしたい、心豊かな地域社会づくりを目指します。」

経営理念

1. 未来を築く地域づくり
「地域との共生により、組合員並びに地域の人々の期待と信頼に応えるJAづくりに取り組みます」
1. 未来を先取りした経営
「社会の変化に即応した健全な経営を確立し、未来を展望した事業活動に取り組みます」
1. 未来を担う人材育成
「チャレンジ精神を持った有用な人材を育て、働き甲斐のある職場づくりに取り組みます」
1. 未来を創造する都市型農業
「消費者とのふれあいを通じ、安全で良質な農産物生産に努め、魅力ある都市型農業の振興に取り組みます」

2 経営方針

■営農経済事業

昨年12月、政府は今後10年間で農業・農村全体の所得を倍増させる為「農林水産業・地域の活力創造プラン」を策定し、これに伴って新たな日本型直接支払制度を創設すると共に経営所得安定対策の見直し等を行いました。今年度は、この新たな農政を実行する最初の年となることから、将来を見据えた農業経営の確立・安定を基本に、農業・農村の持つ多面的機能を将来にわたって維持・発揮する為、現場実態を十分踏まえた万全な政策の確立を求めていく必要があります。

またTPP交渉については、今後も厳しい局面が続く状況に変わりはなく、引き続き関係機関と一体となって参加反対の運動に取り組んでまいります。

この様な状況の中、営農指導事業をはじめとした組合員に対する営農・経営支援態勢を整備し、組合員とのつながりを強化するとともに、都市近郊農業の将来を見据え地産地消を基本に“顔の見える”安全安心な農産物の生産指導・販売に努め、消費者との交流拠点である「愛菜市場」での販売強化にも努めてまいります。

経済事業においては、人と環境に優しい・信頼される商品の提供に努めると共に、自動車・農機サービスセンターや支店担当者の知識向上と、信頼度アップに向けた研修体制を強化してまいります。

■信用事業

JAの取引基盤の核である組合員・取引先への対応強化及び地域に密着したJAらしい事業活動により地域でのシェアアップを目指し取り組みます。

■共済事業

生損保との競争が増すなか、お客様から選ばれ評価されるサービスの提供によりお客様満足の向上を目指し取り組みます。

■開発事業

組合員のくらしと資産を守り次世代へ資産を承継して行くために、資産の状況を把握し計画的な提案を行い、開発事業における事業基盤の強化とサービスの向上に努めます。

税務相談では、消費税や震災復興税など今後、負担する税金の増加が見込まれる中、組合員の相続や事業承継等に関する相談機能の強化に努めます。また、青色申告会の積極的な活動をはかり、組合員の節税と事業の収益性の改善に取り組みます。

資産管理では、JAハウジング・センターが今年20年を迎え、JAの不動産管理専門部署として大事な資産を次世代まで円滑に資産管理できるように専門スタッフを配置し、オーナー様に満足いくサービスを提供し、かつ入居者が安心して生活できる住環境の提供に努めます。

■経営管理

食と農を基軸とし、支店・事業所を拠点とした地域密着活動の充実に努めJAファンの拡大に取り組みます。

経営の安定化、自己資本の充実に向けたリスク管理態勢強化に取り組みます。

広報誌「ピュア」や、情報誌（准組合員用）、ウェブサイト、地域住民等への広報活動の充実に取り組みます。

中期3カ年経営計画実践に向けて各部署の進捗管理に努めます。

JA福岡市との合併に関する検討及び研究に取り組みます。

法令遵守体制を強化し、JA職員としてふさわしい社会的使命とコンプライアンス意識の浸透を図るとともに、法令に則した業務運営と事務の効率化の両立に努めます。

経営の健全性を向上させるために、経営管理態勢が有効に機能するように役割の浸透・周知に努め、リスク管理態勢の強化を図ります。

経営資源の計画的な投下と再配置に向けて、将来の展望を具現化した各種分析・計画の立案に努めます。

利用者視点に立った対応、利便性向上に向けた業務改善に努めます。

健康管理意識の浸透とケア体制の構築による職場環境づくりに取り組み、併せて人材育成による活力ある職場風土の醸成に取り組みます。

リスクの種類・規程に応じて、頻度・深度に配慮した効率的かつ実効性のある内部監査計画を立案し、状況に応じて適切に見直すとともに、計画に基づいた監査を実施します。

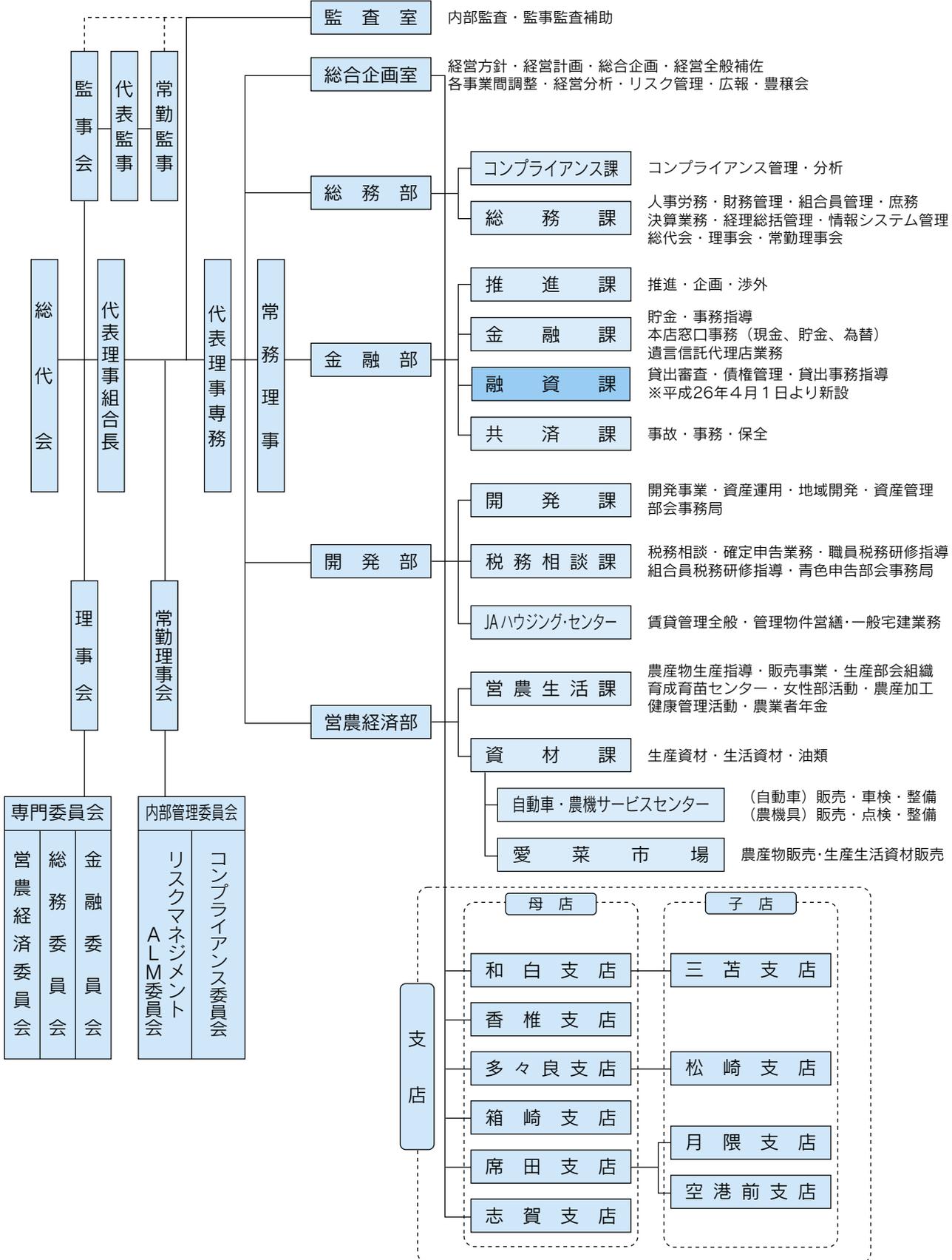
指摘された事項を改善するだけに留まらず、その原因に応じた規程や体制の整備及び再発防止策に力点を置いた監査に努めます。

監事監査やJA全国監査機構の監査と連携し、有効的な改善方法の助言・提案を促します。

IV 概況及び組織に関する事項

1 業務の運営の組織

① 組織機構図（平成26年4月1日現在）



② 組合員数及びその増減

(単位：人)

区 分	平成24年度	平成25年度	増 減
正組合員	1,826	1,840	14
個人	1,826	1,840	14
法人	—	—	—
准組合員	11,781	12,921	1,140
個人	11,718	12,856	1,138
法人	63	65	2
合 計	13,607	14,761	1,154

③ 出資口数及びその増減

(単位：口)

区 分	平成24年度	平成25年度	増 減
正組合員	886,358	875,453	△ 10,905
准組合員	2,513,815	2,588,935	75,120
小 計	3,400,173	3,464,388	64,215
処分未済持分	29,404	78,551	49,147
合 計	3,429,577	3,542,939	113,362

(摘要) (1)出資1口金額 1,000円

④ 組合員組織の概況 (平成26年3月31日現在)

(単位：人)

組織名	構成員数	組織名	構成員数
協力委員	61	稲作部会	168
農事組合	356	果樹部会(びわ・かんきつ)	60
年金友の会	5,191	そ菜部会	40
農機協力委員	19	ブドウ部会	14
資産管理部会	519	イチゴ部会	29
青壮年部	43	花卉部会	2
女性部	504	青色申告会	687

⑤ 地区一覧

福岡市東区及び博多区

⑥ 職員数

(単位：人)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成25年度		
			うち男性	うち女性	
正職員数	一般職員	161 (2)	166 (6)	103 (4)	63 (2)
	営農指導員	7	8	7	1
	生活指導員	2	3	—	3
	その他専門技術職員	6	6	6	—
	小 計	176 (2)	183 (6)	116 (4)	67 (2)
常 雇	13 (1)	16 (1)	9 (1)	7	
臨時・パート	3	4	—	4	
派 遣	0	1	—	1	
合 計	192 (3)	204 (7)	125 (5)	79 (2)	

() 内は当該年度末退職者の数です。

2 理事及び監事の氏名及び役職名

① 役員一覧（平成26年6月30日現在）

役員	氏名	役員	氏名
代表理事組合長	石川直茂	理事	光安國博
代表理事専務	田中弘文	〃	常岡侃亮
常務理事	後藤和生	〃	折居正憲
理事	末信桂司	〃	永吉泰子
〃	堺潤三	〃	森紘子
〃	秦健師	代表監事	黒木虎人
〃	森壯太郎	常勤監事	折居修二
〃	舟越保	監事	田代文昭
〃	川嶋久五郎	〃	古賀義博
〃	世利賢一	員外監事	村上義一

3 事業所の名称及び所在地

① 店舗一覧（平成26年3月31日現在）

店舗名	住所	電話番号	CD/ATM設置台数
本店	福岡市東区筥松2-19-16 (2F・3F)	092-621-4662	
和白支店	福岡市東区和白3-27-39	092-606-2865	ATM1台
三苫支店	福岡市東区三苫6-1-36	092-606-2406	ATM1台
香椎支店	福岡市東区香椎駅前1-22-1	092-681-3165	ATM1台
多々良支店	福岡市東区八田1-5-18	092-691-0537	ATM1台
松崎支店	福岡市東区松崎2-17-3	092-661-1825	ATM1台
箱崎支店	福岡市東区筥松2-19-16 (1F)	092-611-5848	ATM1台
席田支店	福岡市博多区青木1-15-25	092-611-4534	ATM1台
月隈支店	福岡市博多区月隈3-1-19	092-503-5878	ATM1台
空港前支店	福岡市博多区空港前3-5-35	092-622-6361	
志賀支店	福岡市東区大字志賀島493	092-603-6431	
ハウジング・センター	福岡市東区筥松2-19-16 (1F)	092-612-7339	
愛菜市場	福岡市東区和白3-27-39	092-606-2082	
自動車・農機サービスセンター	福岡市東区原田4-29-18	092-611-3727	

・店舗外ATM設置台数：3台（勝馬・サニー奈多店・イオンモール香椎浜）

V 主要な業務の内容

1 全般的な概況

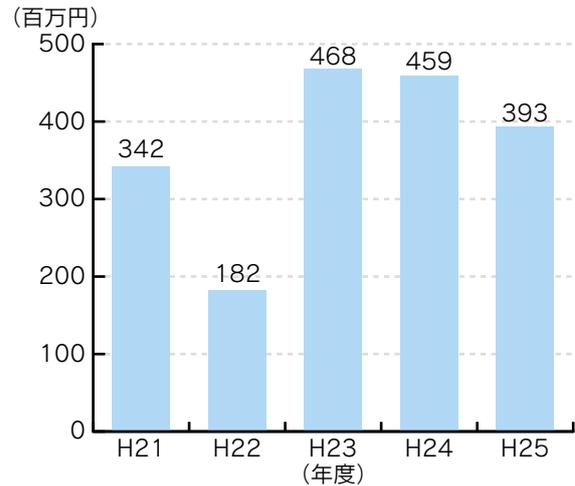
平成25年度、J A福岡市東部ではJ Aグループ福岡中期方針3カ年経営計画（平成25年度～平成27年度）の初年度として、まず第一に日本農業そして国民の生活を守るため、TPP断固反対運動に取り組むとともに、都市近郊農業の将来を見据え地産地消を基本に“顔の見える”安全・安心な農産物の生産指導ならびに生産地域での販売を強化し、特に地産地消の交流拠点としての「愛菜市場」での販売強化に努めました。

また、箱崎をモデル地区とし、昨年初めて兼業農家や女性を対象とした農機安全講習会を開催するとともに、農地荒廃を防止するため農作業受託組織の再編に取り組み、受託契約の適正化に努めました。

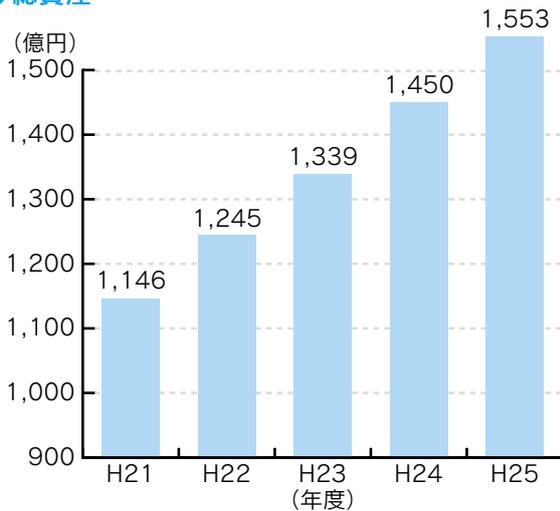
さらに、組合員・地域の皆様に愛されるJ Aファンづくりに向けた地域密着活動として、平成25年度より新たに支店行動計画を立て、食農教育活動やイベントの開催、また、地域のイベントへの参加等、J Aファン拡大にも努めました。

平成25年度主要事業の達成状況は、貸出金以外はすべて達成することができ、特に今年度は購買品取扱高及び販売品販売高の両方ともに目標を達成する事が初めてできました。これもひとえに組合員並びに地域の皆様のご協力の賜物と改めて感謝申し上げます。

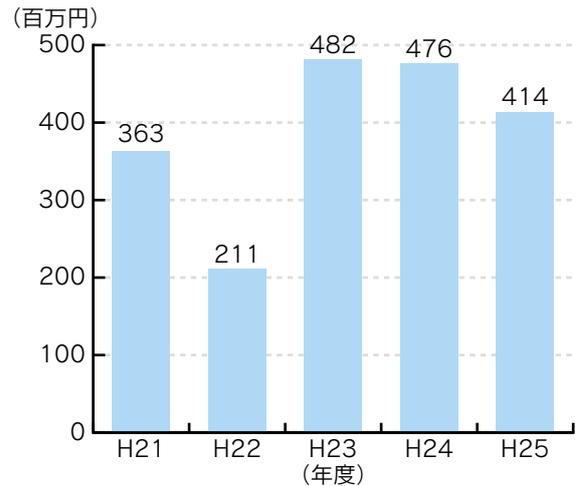
◆事業利益



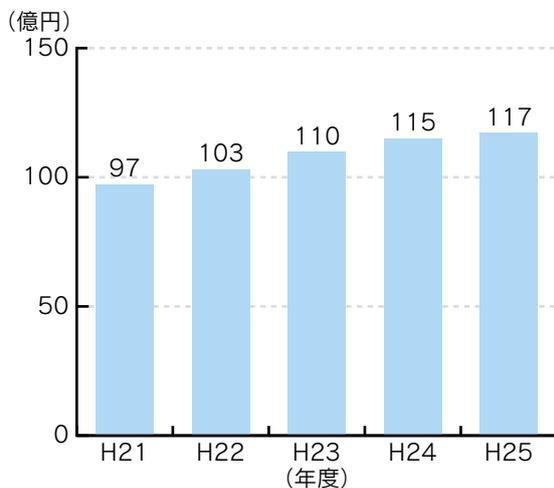
◆総資産



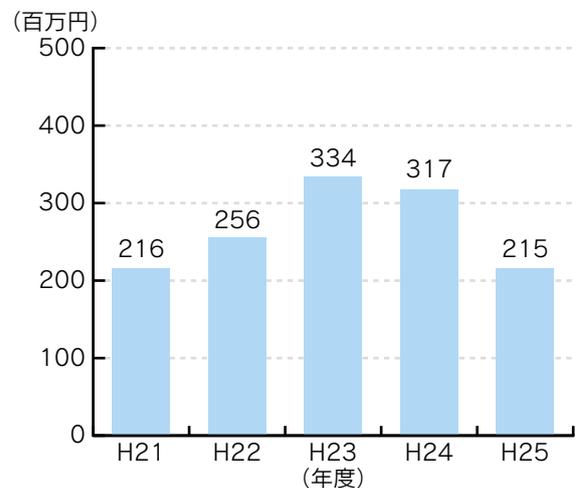
◆経常利益



◆純資産（資本）



◆当期剰余金



2 平成25年度各事業の概況

① 信用事業

信用事業は、貯金・貸出・為替など、いわゆる金融業務といわれる内容の業務を行っています。この信用事業は、JA・県信連・農林中金という三段階の組織が有機的に結びつき、「JAバンク」として大きな力を発揮しています。全国網の大きな安心感と、JAならではの地域に密着した視野を持ち、地域におけるナンバーワンかつオンリーワンの金融機関を目指しています。



貯金業務

組合員はもちろん地域住民のみなさまや事業主のみなさまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、総合口座、定期貯金などの各種貯金を目的、期間、金額にあわせてご利用いただけます。

主な貯金商品一覧

種類	期間	貯金金額	特徴
スーパー定期貯金	1ヵ月・2ヵ月 3ヵ月・6ヵ月 1年～5年	1円以上	預入時の利率が満期まで変わらない確定利回りです。計画的に増やしたい方にお勧めの貯金です。
大口定期貯金	1ヵ月・2ヵ月 3ヵ月・6ヵ月 1年～5年	1,000万円以上	大口の資金運用に適した市場実勢を反映した高利回り商品です。
変動金利定期貯金	1年・2年・3年	1円以上	預け入れた定期貯金の金利が、金融情勢にあわせて、半年ごとに見直される商品です。マネープランの幅が広がります。
期日指定定期貯金	最長3年	1円以上～300万円未満	据置期間1年以上、元金一部支払可能
スーパー貯蓄貯金	出し入れ自由	1円以上	10万円未満～1,000万円以上の6段階別に金利が設定され、出し入れ自由でお得な商品 自動化機器での取引可能
定期積金	6ヶ月～5年	毎月1,000円以上	お楽しみの目的額に合わせて、毎月のお預け入れ指定日に着実に積立できる貯金です。積立期間は自由に選べますので、プランにそって無理なく目標が達成できます。

貸出業務

組合員への貸出をはじめ、地域住民のみなさまの暮らしや、農業者・事業者のみなさまの事業に必要な資金を貸出しています。

また、地方公共団体、農業関連産業などへも貸出し、地域経済の質的向上・発展に貢献しています。さらに、住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫の融資の申込みのお取次ぎもしています。

主な貸出商品一覧

種類	資金使途と特徴	融資金額	貸出期間
営農資金	農地、施設、機械等の取得や畜産・育成及び経営資金などにご利用いただけます。	事業費の範囲内	30年以内
農業外事業資金	貸家、アパート、店舗等（敷地、付帯施設を含む）の購入、新築、増改築、その他事業施設及び事業資金や相続税等のお支払にご利用いただけます。また、他金融機関からの借換にもご利用いただけます。	事業費及び所要資金の範囲内	35年以内

種 類	資金使途と特徴	融資金額	貸出期間
住宅ローン	住宅の新築・購入又は増改築などの資金にご利用いただけます。また、他金融機関からの借換えにもご利用いただけます。	【基金協会型】 200万円以上5,000万円以内で所要額以内（10万円単位） 【全国保証型】 100万円以上6,000万円以内で所要額以内（1万円単位） 【九総信】 100万円以上1億円以内で所要額以内（1万円単位）	【基金協会型】 35年以内 【全国保証型】 原則35年以内 【九総信】 35年以内
リフォームローン	快適な生活を実現するための増改築・改装・補修及びその付帯施設（門、塀、車庫、物置等）に関する資金にご利用いただけます。また、他金融機関からの借換えにもご利用いただけます。	【基金協会型】 10万円以上800万円以内で10万円単位 【全国保証型】 100万円以上1,000万円以内で1万円単位	【基金協会型】 1年以上15年以内（うち据置6ヵ月以内） 【全国保証型】 2年以上20年以内
おまかせローン	身近な生活用品の購入や結婚、旅行、不意の出費にも幅広くご利用出来ます。また、他の借入の借換にも使えます。ただし、事業資金を除きます。	10万円以上300万円以内（1万円単位） 主婦・パートについては30万円以内	7年以内
教育ローン	進学されるお子様の入学金、授業料、学費など教育に関する資金にご利用いただけます。	500万円以内	7年以内
マイカーローン	自動車購入（中古・バイクも含む）などの資金にご利用いただけます。購入時に必要な税金・保険・カー用品等にもご利用いただけます。	500万円以内	7年以内
農機ハウスローン	農機具購入や格納庫の増改築・取得にご利用いただけます。	500万円以内	6ヶ月以上10年以内（うち据置2年以内）
カードローン 「ゆうゆう楽々」	一度申し込みれば必要な時に、カード一枚でいつでも簡単に、しかも繰り返しのご自由にお借入できます。		

制度資金

種 類	制度の概要・趣旨
福岡市農林業金融資金	市内の農業者の方々が経営の近代化に必要とする事業資金を融資するための制度です。
福岡市商工金融資金	市内で事業を営む中小企業の方々が必要とする事業資金を長期・低利で融資するための制度です。
農業制度資金 (農業近代化資金、農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）、農業改良資金、就農支援施設等資金など)	農業制度資金とは、農業経営規模の拡大や事業の改善等を行うのに必要な資金を長期・低利に利用できるよう国や県、市町村が利子補給または県や日本政策金融公庫が直接融資する資金のことです。

為替業務

全国のJA・県信連・農林中金の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などへの各店舗と為替網で結び、当JAの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできる内国為替をお取り扱いしています。

国債窓口販売

国債（利付・個人向け国債）の窓口販売のお取扱いをしています。

種 類	期 間	貯金金額	特 徴
個人向け国債	5年・10年	購入単位10,000円以上 1万円単位	元本を国が保証するため、安全性の高い商品です。半年ごとに利子を受け取れるので、安定した収益を見込めます。

サービス・その他

当JAでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主のみなさまのための給与振込サービス、自動集金サービス、口座振替サービスなどをお取り扱いしています。

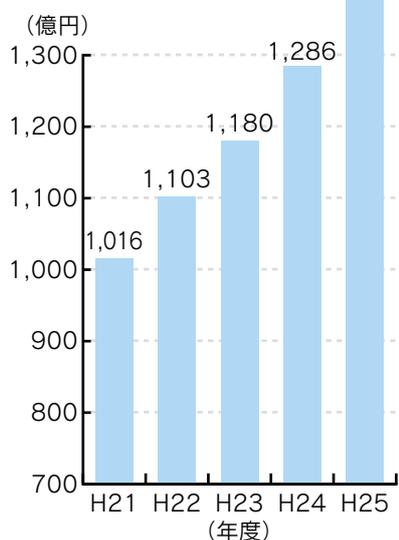
また、国債の保護預かり、貸金庫のご利用、全国のJAでの貯金出し入れや銀行、信用金庫などでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。



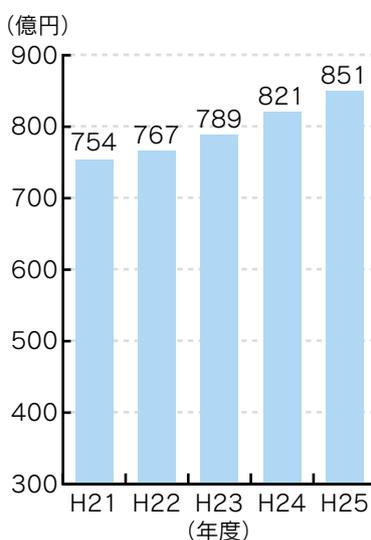
サービス・その他の金融商品

種 類	内 容
JAキャッシュサービス	JAのキャッシュカードがあれば全国のJA・信連・農林中金・都銀・第二地銀・信金・信組・労金・ゆうちょ銀行のCD（現金自動支払機）ATM（現金自動預入・支払機）で、現金のお引き出し、残高照会がご利用いただけます。なお、全国のJA・信連・農林中金では、現金のお預け入れもでき、土日祝日を含む全ての稼働時間において手数料なしでご利用いただけます。ゆうちょ銀行につきましては、平日の8時45分～18時まで、セブン銀行につきましても、平日の8時45分～18時までと土曜日の9時～14時まで、現金のお預け入れもご利用いただけ、手数料もなしでご利用いただけます。また、福銀、三菱東京UFJ銀行につきましては、平日の8時45分～18時までには手数料なしでご利用いただけます。
JAデビットカードサービス	現金を引き出さずにJAのキャッシュカードでそのままお買い物ができます。（お買い物や飲食の代金が即時お客様の口座から引き落とされます。）J-Debitの加盟店であることをお確かめください。
給与振込サービス	給与・ボーナスがお客様がご指定いただいた貯金口座に自動的に振り込まれます。
各種自動受取サービス	国民年金・厚生年金など、お客様の貯金口座に自動的に振り込まれます。
各種自動支払サービス	電気・電話・水道・NHK等の公共料金のほか、各種クレジット代金など普通貯金（総合口座）から自動的にお支払いいたします。
JAネットバンク	JAの窓口やATMに出向くことなく、インターネットに接続可能なパソコンや携帯電話で、お取引口座の残高や取引明細のご確認はもちろん、振込や振替など各種サービスが「いつでも」「どこでも」「簡単に」ご利用いただけるサービスです。
JAカード（クレジットカード）	JAカードは、お買い物、ご旅行、お食事などお客様のサイン一つでご利用いただけます。また、JAカードで購入された商品の破損・盗難を90日を限度に補償する「ショッピングパートナー保険サービス」や年会費無料で発行できる「ETC PLUS」など、多彩なサービスであらゆるシーンでお役に立ちます。
貸金庫	箱崎支店に設置しております。貯金証書、権利書、契約書、その他貴金属はもちろん大切なものの保管に利用できます。ただし、火薬・薬品など危険物と認められるものは保管できません。

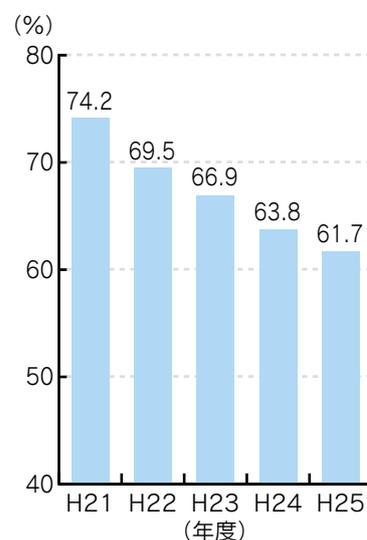
◆貯金



◆貸出金



◆貯貸率



② 共済事業

支えあい・助け合いによる豊かな暮らしを理念とした「ひと・いえ・くるま」に対するJAの共済事業です。一般の生命保障と損害保障を兼営しており、営利を目的としていないため、少ない掛け金で大きな保障をご提供しています。

また、交通安全支援活動や小中学生作文コンクールを実施し、暮らしのパートナーとしてみなさまの生活をサポートします。

③ 営農経済事業

営農指導・販売事業

地域の消費者と共生できる農業を基本とし、新鮮で安全な農産物の生産と供給を目標に都市型産地の特色を発揮できる営農指導・販売事業を行っています。

購買事業

農家組合員に対する農業生産資材の供給を中心とし、地域住民の方々を含めた顧客のみなさまに安全・安心を考慮した各種購買商品の供給を行っています。

生活指導事業

農家組合員の生活指導及び女性部組織の活性化をはかるため、各種の活動を展開しています。

④ 開発事業

資産相談事業

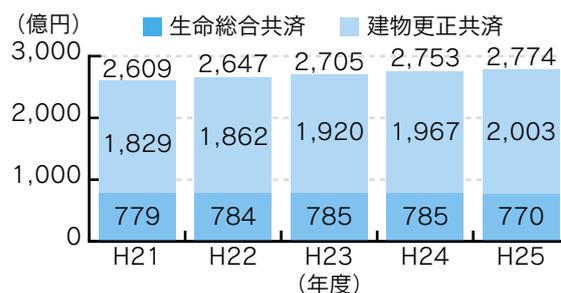
「大切な農地のご相談はJAへ」をモットーに組合員のみなさまの将来の計画、農地の活用の方法について、ご意見やご要望をもとに周辺環境の特徴や今後の変化など、多角的な調査を行い、その農地にもっともふさわしい活用法をご提案しています。

税務や法律上の諸問題にも専門家がアドバイス致します。

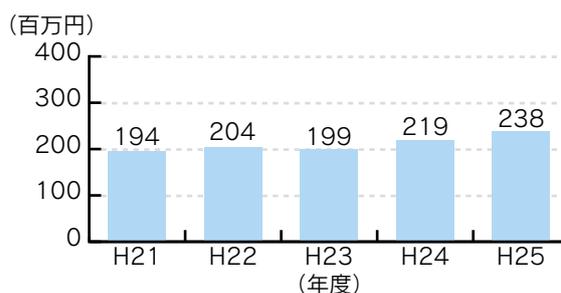
資産管理事業

安定した賃貸物件（アパート・店舗・駐車場）経営をサポートするため、すべてのオーナー業務を代行し、「JAの信頼と安心」を基本とし、オーナー・利用者から支持される管理運営を行っています。

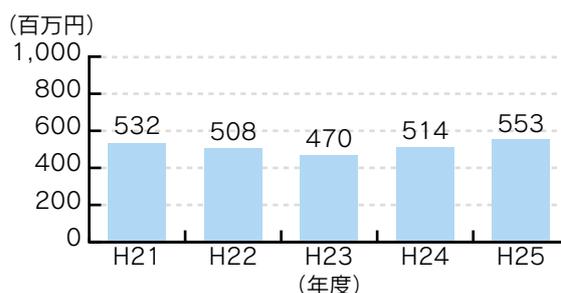
◆長期共済保有高



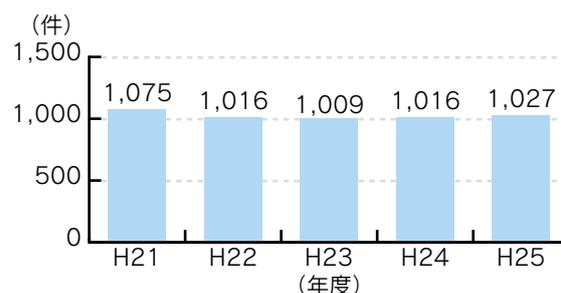
◆販売品販売高



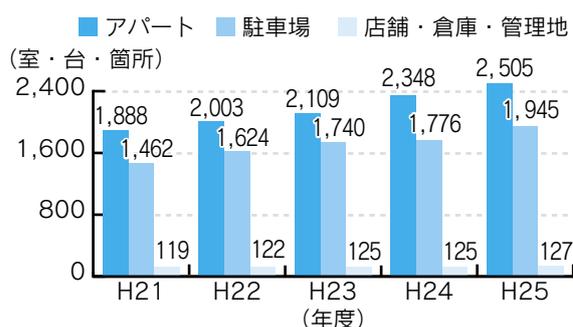
◆購買品取扱高



◆確定申告相談実績



◆管理物件数



VI 事業活動に関する事項

1 事業活動のトピックス

休日ローン相談会の開催およびローンプラザの開設

休日相談の要望にお応えするため、休日のローン相談会の開催および日曜日常設のローンプラザの営業を行っています。

各種貯金商品の発売

創立50周年を記念した「50周年記念定期」や、子育て支援を通じ地域への貢献活動の一環として「すこやか定期」の販売を行いました。

年金無料相談会

年金受給者のさまざまな悩みにお答えするため、年金無料相談会を開催しました。

2 農業振興活動

農機安全使用講習会の開催

箱崎をモデル地区とし、今年度初めて兼業農家や女性を対象とした、農機安全使用講習会を開催し、女性を含め多くの参加者がありました。

農作業受託組織の再編

農地荒廃を防止するため農作業受託組織の再編に取り組み、受委託契約の適正化に努めました。

柑橘の樹高切り下げ

果樹については、生産者の高齢化対策として青壮年部の協力のもと、柑橘の樹高切り下げを行い、作業の軽減化と荒廃園防止に努めました。

食育への取り組み

食と農業の大切さを知ってもらおうとアビスパ福岡と共催で、「親子ふれあい食育フェスタ with アビスパ福岡」を開催しました。

「愛菜市場」での地産地消の取り組み

直売所「愛菜市場」では地元野菜の販売やイベントへの出店でPR活動に取り組みました。



学童稲作

3 地域貢献活動（社会貢献活動・地域貢献活動）

社会福祉法人秀宝会への寄付

組合長杯ゴルフコンペのチャリティー寄付金を社会福祉法人秀宝会に寄付しました。

小学生の「稲作体験学習」および「みそづくり体験学習」

管内の小学校で青壮年部や女性部等の協力のもと、食育活動の一環として稲作体験事業やみそづくり体験学習を引き続き行いました。

志賀島あまおう祭り

志賀島都市農村交流事業の一環として、休暇村志賀島で朝取りした博多の名産イチゴ「博多あまおう」の販売を行いました。



あまおう祭り

4 情報提供活動

広報誌の発行

組合員のみなさまを対象とした広報誌「ピュア」を毎月発行し、公共施設や商業施設等への設置先拡大に取り組んでいます。

ホームページ

より多くのみなさまへ情報提供するためのホームページを開設しています。
<http://www.ja-fukutou.or.jp/>

その他

「家の光、地上、ちゃぐりん（家の光協会発行）」や日本農業新聞の普及に努めています。



広報誌「ピュア」

5 リスク管理の状況

① リスク管理の体制

リスク管理の基本方針

組合員・利用者の皆様に安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく、内部管理委員会を設置し、以下の事項につき検討を行っています。

- ① 事業・部門別、場所別経営リスクの分類確認に関する事項
- ② 経営諸リスクの整理対策計画に関する事項
- ③ 経営諸リスクの整理対策進捗状況に関する事項
- ④ コンプライアンス態勢の確立に関する事項
- ⑤ コンプライアンス関連の諸問題への対策に関する事項
- ⑥ その他目的達成に必要な事項

また、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

(1) 信用リスク管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店の融資審査担当部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

(2) 市場リスク管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析やALMなどを

考慮し、理事会において運用方針を定め、運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、運用の判断を行っています。

(3) 流動性リスク管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続を整備し、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

(5) 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、内部監査・自主検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、事務リスク管理規程に基づき発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

(6) システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピューターが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害、障害等に備えています。

② 法令等遵守体制

コンプライアンス基本方針

当組合では、以下のようなコンプライアンスの基本方針を測定し、コンプライアンスを重視した経営に取り組んでいます。

(1) 社会的責任と公共的使命の認識

当JAのもつ社会的責任と公共的使命を認識し、健全な事業運営の徹底を図ります。

(2) 組合員等のニーズに適した質の高いサービスの提供

創意と工夫を活かしたニーズに適した質の高いサービスの提供を通じて、組合員・利用者及び地域社会の発展に寄与します。

(3) 法令やルールの厳格な利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し透明性の高い経営を行うことがますます重要となっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつと位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋げるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組めます。

コンプライアンス運営体制

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、経営リスク管理委員会を設置するとともに、コンプライアンス責任者、担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実行ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談の窓口を設置しています。

平成26年度 コンプライアンス・プログラム

【1】平成25年度コンプライアンス・プログラムの取組状況

平成25年度は、内部統制の基本方針を制定し、コンプライアンスに関する各種委員会を整備し、内部管理態勢の機構改革を行った。

25年度プログラムの主な取組事項として『コンプライアンスに関わる各方針、規程の整備』『整備、制定した規程等の周知』『個人データ取扱台帳の管理事務の統一化』『業務継続計画（BCP）の策定』『自主検査による自主的な業務改善と不祥事未然防止』について重点的に取組を行った。

平成25年度の機構改革においての経営管理（ガバナンス）の機能の有効性について、経営陣、

管理部門、各事業部門における役割の浸透・周知に大いに課題が残った。

【2】方針

JA福岡市東部は、JAの社会的責任及び公共的使命を果たす為、コンプライアンス憲章並びにコンプライアンス運営規程等に則り、コンプライアンスの職場風土を醸成する為、以下の具体的実践計画を策定し、実践するものである。

【3】実施期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日を実施期間とする。

【4】実践計画

- ① 経営管理（ガバナンス）の機能の浸透・周知に努める。
- ② 規程類管理規程に基づき、規程間のつながりを整備し、JAの経営全体のルール、事務手続の整備および体系化に取り組む。
- ③ 新たに整備、制定した規程について、研修会を通して職員への周知を行う。
- ④ 文書取扱規程に基づき組合の文書管理の整備に着手する。
- ⑤ 危機管理規程と不測事態に備える、事業継続計画（BCP）について職員に対し周知を行う。
- ⑥ 自主検査に取組み、自主的な業務改善と不祥事未然防止に取り組む。
- ⑦ 事務リスク管理規程を信用事業から全事業に拡大し、事務リスクの抑制に努める。
- ⑧ 金融円滑化計画を立案し金融円滑化に関し適切な管理態勢の構築に取り組む。
- ⑨ 過去の監査指摘や問題点を考慮した内部監査年間計画を策定し、効率的な実効性のある内部監査を実施する。

【5】今年度の具体的取組事項

（取組方針）

法令遵守を経営方針に明確に位置付け、組合長、専務、常務、役員自らが、法令遵守・励行が基本施策であり、組織全体をあげて取り組むべき課題であることを理事会・各種会議・研修等で取組姿勢、方針を明確に示し、全職員に対して認識の共有化を図る。

（規程・態勢整備）

- ① 内部統制の基本方針を周知、実践。
- ② 文書取扱規程に基づいた文書管理の実践。
- ③ 規程類管理規程に基づいた規程管理の実践。
- ④ 事業継続計画（BCP）の周知、実践。
- ⑤ 事務リスク管理規程の周知、実践。
- ⑥ 金融円滑化計画の立案

(取組)

- ① 内部統制の基本方針に基づいた各階層の役割を研修会で周知し、浸透を図る。
- ② 各部署を臨店し、文書取扱規程に基づいた文書管理を実践する。
- ③ 規程類管理規程に基づき、総務部で全部署の規程、事務手続等を一括管理する規程類登録簿を整備し管理態勢を再構築する。
- ④ 事業継続計画（BCP）を全職員に周知するための説明会を実施し、運用に着手する。
- ⑤ 事務リスク管理規程に基づいた事務ミス報告制度を全事業で実施し、事務ミス抑制と再発防止・事務改善につなげる。
- ⑥ 金融円滑化計画に基づき、職員研修会を実施し顧客相談対応能力の向上に努める。
- ⑦ 事業所毎に自主検査を実施する。また登録金融機関業務実施部署において、登録金融機関業務の自主検査を実施し、自主的な業務改善、不祥事防止に取り組む。
- ⑧ 総務部コンプライアンス課によるテーマを絞ったコンプライアンス全体研修を実施し、適切性、有効性のチェックとして臨店指導を行う。
- ⑨ コンプライアンス・プログラムによる法令遵守状況全般について内部監査を実施する。

【6】不祥事撲滅への取組

- ① 各種コンプライアンス研修会の中で『コンプライアンス・マニュアル』の役職員行為基準の遵守を徹底する。
- ② 内部通報者保護規程の周知やJAヘルプラインを活用し不正事件の通報制度を確保する。
- ③ JAグループ福岡職員悩み相談窓口との連携・職員女性相談員を配置し、職員の相談窓口を確保し、セクシャルハラスメント等の防止に努める。
- ④ 飲酒運転撲滅のための意識を定着させる。
- ⑤ 「連続職場離脱」を実施し、不祥事を未然防止する。

【7】コンプライアンス・プログラムの進捗状況に関する報告等

- ① コンプライアンス・プログラムは、コンプライアンス委員会の審議を経て理事会で決定し、周知徹底するために全役職員に配布する。
- ② 総務部コンプライアンス課は、コンプライアンス・プログラムの進捗状況について、四半期毎に理事会に報告する。
- ③ コンプライアンス・プログラムは、法令の内容や進捗状況等により改正が必要であると判断される場合は、改正案を作成し理事会で決定する。
- ④ 総務部コンプライアンス課は、コンプライアンス・プログラムの進捗状況について、四半期毎に監査部門にも報告を行う。

③ 金融ADRへの対応

① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置の内容として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAグループ福岡総合相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

まずは、当JAの各支店窓口へお申し出ください。

苦情等統括部署 総務部コンプライアンス課
(電話：092-621-4689)
(土・日・祝祭日を除く9時～17時)

② 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

福岡県弁護士会 天神弁護士センター
(電話：092-741-3208)

福岡県弁護士会 北九州法律弁護士センター
(電話：093-561-0360)

福岡県弁護士会 久留米センター
(電話：0942-30-0144)

の窓口またはJAグループ福岡総合相談所
(電話：092-711-3855) にお申し出ください。

なお、福岡県弁護士会に直接紛争解決をお申立ていただくことも可能です。

・共済事業

(社)日本共済協会 共済相談所
(電話：03-5368-5757)

(財)自賠責保険・共済紛争処理機構
(電話：本部03-5296-5031)

(財)日弁連交通事故相談センター
(電話：本部03-3581-4724)

(財)交通事故紛争処理センター
(電話：東京本部03-3346-1756)

④ 金融商品の勧誘方針

当JAは、金融商品販売法の趣旨に則り、貯金・定期貯金・共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまの立場にたった勧誘に努めるとともに、より一層の信頼をいただけるよう努めます。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況及び意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、

組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。

4. お約束のある場合を除き、組合員・利用者の皆さまにとって不都合と思われる早朝・深夜の時間帯での訪問・電話による勧誘は行いません。

⑤ 個人情報の取扱い方針

(1) 個人情報保護方針(プライバシーポリシー)

福岡市東部農業協同組合（以下「当組合」という。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当組合は、個人情報を適正に取扱うために、個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)その他、個人情報保護に関する関係諸法令および農林水産大臣をはじめ主務大臣のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。
2. 当組合は、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の範囲内でのみ個人情報を取扱います。
3. 当組合は、個人情報を取得する際、適正な手段で取得するものとし、利用目的を、法令により例外として取り扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知または公表します。ただし、ご本人から書面で直接取得する場合には、あらかじめ明示します。
4. 当組合は、取扱う個人データを利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ役員および委託先を適正に監査します。

個人データとは、法第2条第4項が規定する、個人情報データベース等（法第2条第2項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。
6. 当組合は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。保有個人データとは、法第2条第5項に規定するデータをいいます。
7. 当組合は、取扱う個人情報につき、ご本人からの苦情に対し迅速かつ適切に取組み、そのための内部統制の整備に努めます。
8. 当組合は、取扱う個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護

方針の継続的な改善に努めます。

(2) 情報セキュリティ基本方針（セキュリティポリシー）

福岡市東部農業協同組合（以下、「当組合」という。）は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当組合は、情報資産を適正に取扱うため、コンピューター犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関する諸法令、および農林水産大臣はじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当組合は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な組織的・人的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏洩、改ざん、破壊、利用妨害などが発生しないよう努めます。
3. 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持活動に努めます。

⑥ 内部監査体制

当JAでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理体制の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本店・支店のすべてを対象とし、年間の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は、代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

6 自己資本の状況

① 自己資本比率の状況

当J Aでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、平成26年3月末における自己資本比率は、13.86%となりました。

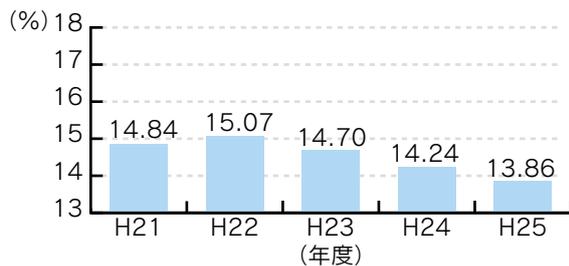
② 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当J Aの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

- ・普通出資による資本調達額 3,542百万円
(前年度3,429百万円)

当J Aは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより自己資本比率を正確に算出して、当J Aが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

◆単体自己資本比率



VII 直近の2事業年度における財産の状況に関する事項

1 決算の状況

① 貸借対照表 (平成26年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産			負債及び純資産		
科 目	平成24年度	平成25年度	科 目	平成24年度	平成25年度
1. 信用事業資産	138,652,790	148,977,483	1. 信用事業負債	131,324,565	141,585,820
(1) 現金	321,283	324,275	(1) 貯金	128,622,308	138,004,287
(2) 預金	56,551,341	63,892,047	(2) その他の信用事業負債	2,702,257	3,581,532
系統預金	56,549,434	63,891,282	未払費用	284,702	300,760
系統外預金	1,907	764	その他の負債	2,417,554	3,280,771
(3) 有価証券	—	—	2. 共済事業負債	344,939	220,674
国債	—	—	(1) 共済借入金	4,489	4,086
(4) 貸出金	82,146,614	85,184,442	(2) 共済資金	197,378	75,772
(5) その他の信用事業資産	190,250	128,960	(3) 共済未払利息	41	42
未収収益	159,528	102,762	(4) 未経過共済付加収入	142,986	140,656
その他の資産	30,722	26,197	(5) その他の共済事業負債	43	116
(6) 貸倒引当金	△ 556,699	△ 552,241	3. 経済事業負債	80,770	88,918
2. 共済事業資産	4,628	4,253	(1) 経済事業未払金	45,704	54,918
(1) 共済貸付金	4,489	4,086	(2) 経済受託債務	7,621	6,338
(2) 共済未収利息	41	42	(3) その他の経済事業負債	27,445	27,661
(3) その他の共済事業資産	97	125	4. 雑負債	596,095	570,907
3. 経済事業資産	82,384	100,935	(1) 未払法人税等	144,739	115,606
(1) 経済事業未収金	52,744	75,365	(2) 資産除去債務	3,347	3,407
(2) 棚卸資産	27,774	23,936	(3) その他の負債	448,007	451,893
購買品	25,394	21,814	5. 諸引当金	436,344	439,989
販売品	604	536	(1) 賞与引当金	161,596	159,882
印紙・証紙	1,519	1,173	(2) 退職給付引当金	198,114	187,061
原材料・仕掛品	164	305	(3) 役員退職慰労引当金	76,633	93,045
その他の棚卸資産	91	106	6. 繰延税金負債	—	—
(3) その他の経済事業資産	2,077	2,237	7. 再評価に係る繰延税金負債	701,662	697,009
(4) 貸倒引当金	△ 211	△ 603	負債合計	133,484,377	143,603,320
4. 雑資産	408,260	427,750	1. 組合員資本	9,761,884	9,988,597
((1) 貸倒引当金)	(△ 7)	(△ 11)	(1) 出資金	3,429,577	3,542,939
5. 固定資産	4,183,321	4,134,472	(2) 利益準備金	6,361,711	6,524,209
(1) 有形固定資産	4,178,358	4,130,179	利益準備金	2,552,000	2,712,000
建物	2,021,258	2,021,428	その他利益剰余金	3,809,711	3,812,209
機械装置	133,748	135,882	目的積立金	1,890,000	1,870,000
土地	3,050,852	3,026,660	特別積立金	1,439,736	1,479,736
その他の有形固定資産	309,558	322,830	当期未処分剰余金	479,975	462,473
減価償却累計額	△ 1,337,058	△ 1,376,623	(うち当期剰余金)	(317,432)	(215,926)
(2) 無形固定資産	4,963	4,292	(3) 処分未済持分(控除)	△ 29,404	△ 78,551
その他の無形固定資産	4,963	4,292	2. 評価・換算差額等	1,787,021	1,774,815
6. 外部出資	1,576,311	1,604,851	(1) その他有価証券評価差額金	—	—
(1) 外部出資	1,576,311	1,604,851	(2) 土地再評価差額金	1,787,021	1,774,815
系統出資	1,519,097	1,547,737	純資産合計	11,548,906	11,763,412
系統外出資	57,213	57,113	負債及び純資産合計	145,033,283	155,366,732
7. 繰延税金資産	125,587	116,986			
資産合計	145,033,283	155,366,732			

② 損益計算書 (平成25年4月1日～平成26年3月31日)

(単位：千円)

科 目	平成24年度	平成25年度	科 目	平成24年度	平成25年度
1. 事業総利益	2,193,306	2,179,832	(13) 利用事業収益	11,567	11,605
(1) 信用事業収益	1,871,156	1,852,341	(14) 利用事業費用	8,092	8,414
資金運用収益	1,806,296	1,818,276	利用事業総利益	3,474	3,190
(うち預金利息)	(276,304)	(317,294)	(15) 宅地等供給事業収益	262,640	280,329
(うち有価証券利息配当金)	(—)	(—)	(16) 宅地等供給事業費用	27,673	35,962
(うち貸出金利息)	(1,483,152)	(1,440,191)	宅地等供給事業総利益	234,967	244,367
(うちその他受入利息)	(46,839)	(60,789)	(17) 福祉事業収益	168	113
役務取引等収益	25,263	26,426	(18) 福祉事業費用	427	398
その他経常収益	39,597	7,639	福祉事業総利益	△ 258	△ 285
(2) 信用事業費用	410,132	428,321	(19) 指導事業収入	3,561	5,621
資金調達費用	256,797	254,596	(20) 指導事業支出	18,422	21,088
(うち貯金利息)	(208,418)	(220,518)	指導事業収支差額	△ 14,861	△ 15,466
(うち給付補てん備金繰入)	(8,392)	(6,006)	2. 事業管理費	1,733,848	1,786,612
(うちその他支払利息)	(39,986)	(28,071)	(1) 人件費	1,316,600	1,365,541
役務取引等費用	11,181	11,845	(2) 業務費	160,464	162,633
その他経常費用	142,154	161,879	(3) 諸税負担金	63,510	67,417
(うち貸倒引当金繰入額)	(—)	(—)	(4) 施設費	187,809	184,638
(うち貸倒引当金戻入益)	(△ 12,458)	(△ 404)	(5) その他事業管理費	5,463	6,381
信用事業総利益	1,461,023	1,424,020	事業利益	459,457	393,219
(3) 共済事業収益	445,578	451,629	3. 事業外収益	50,377	59,289
共済付加収入	418,092	433,938	(1) 支払雑利息	23	45
共済貸付金利息	75	90	(2) 受取出資配当金	14,194	22,993
その他の収益	27,410	17,600	(3) 賃貸料	28,102	26,813
(4) 共済事業費用	22,359	22,993	(4) 雑収入	8,056	9,436
共済借入金利息	75	90	4. 事業外費用	33,599	37,798
共済推進費	9,822	10,452	(1) 支払雑利息	3,508	3,449
その他の費用	12,462	12,450	(2) 雑損失	24,278	28,029
共済事業総利益	423,219	428,636	(3) 賃貸費用	5,812	6,315
(5) 購買事業収益	542,744	583,211	(4) 貸倒引当金繰入	1	4
購買品供給高	514,911	553,691	(5) 貸倒引当金戻入益	—	—
購買手数料	—	—	経常利益	476,235	414,710
修理サービス料	23,063	23,301	5. 特別利益	841	6,182
その他の収益	4,769	6,218	(1) 固定資産処分益	841	5,808
(6) 購買事業費用	464,155	501,751	(2) 一般補助金	—	—
購買品供給原価	460,718	497,594	(3) その他の特別利益	—	373
購買品供給費	1,680	1,916	6. 特別損失	704	78,064
その他の費用	1,756	2,240	(1) 固定資産処分損	123	5,140
(うち貸倒引当金繰入額)	(—)	(63)	(2) 50周年イベント関係経費	—	72,348
(うち貸倒引当金戻入益)	(△ 20)	(—)	(3) その他の特別損失	581	575
購買事業総利益	78,588	81,460	税引前当期利益	476,373	342,827
(7) 販売事業収益	38,132	45,327	法人税・住民税及び事業税	147,578	122,953
販売品販売高	27,522	34,640	法人税等調整額	11,362	3,947
販売手数料	8,679	8,819	法人税等合計	158,940	126,901
その他の収益	1,930	1,867	当期剰余金	317,432	215,926
(8) 販売事業費用	30,245	31,026	当期首繰越剰余金	159,537	134,340
販売品販売原価	26,415	28,018	土地再評価差額金取崩・目的積立金取崩	3,005	112,206
販売費	3,613	2,742	当期末処分剰余金	479,975	462,473
その他の費用	216	266			
販売事業総利益	7,886	14,301			
(9) 農業倉庫事業収益	262	261			
(10) 農業倉庫事業費用	796	640			
農業倉庫事業総利益	△ 533	△ 379			
(11) 加工事業収益	2,712	2,904			
(12) 加工事業費用	2,912	2,917			
加工事業総利益	△ 199	△ 12			

平成24年度注記表

(平成24年4月1日～平成25年3月31日)

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法（施行規則第126条第1項第1号）

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりです。

種類	評価基準及び評価方法
その他有価証券 (時価のないもの)	移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法は、次のとおりです。

種類	評価基準及び評価方法
購買品	売価還元法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
販売品	売価還元法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
印紙・証紙	個別法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
原材料・仕掛品	最終仕入原価法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
その他の棚卸資産	最終仕入原価法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法（施行規則第126条第1項第2号）

(1) 有形固定資産

① 建物

a) 平成10年3月31日以前に取得したもの
…………… 旧定率法

b) 平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したもの
…………… 旧定額法

c) 平成19年4月1日以後に取得したもの
…………… 定額法

② 建物以外

a) 平成19年3月31日までに取得したもの
…………… 旧定率法

b) 平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得したもの
…………… 定率法(250%定率法)

c) 平成24年4月1日以後に取得したもの
…………… 定率法(200%定率法)

耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。また、取得価額10万円以上20万円未満の減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っています。

(2) 無形固定資産…………… 定額法

自組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

3. 引当金の計上基準（施行規則第126条第1項第5号）

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定基準及び経理規程に基づき、次のとおり計上しています。

正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む。）については、それぞれ過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率に基づき算出した金額と税法繰入限度額のいずれか多い金額を計上しています。なお、この基準に基づき、当期は租税特別措置法第57条の10により算定した金額を計上しています。

破綻懸念先債権のうち2億円以上の債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引当てています。また、2億円未満の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率に基づき算出した金額を計上しています。

実質破綻先債権及び破綻先債権については、債権額から、早期処分を前提とした担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引当てています。

なお、すべての自己査定は、資産査定基準に基づき、資産査定部署が実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

(2) 賞与引当金

職員に対する賞与支給に充てるため、当期に発生していると認められる額を支給見込額基準により算定し、計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、当JAは職員数300人未満の小規模企業等に該当するため、「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号平成11年9月14日）により簡便法を採用しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金引当規程に基づく期末要支給額を計上しています。

4. リース取引の処理方法（施行規則第126条第1項第7号）

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引で、平成20年3月末以前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法（施行規則第126条第1項第9号）

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却を行っています。

II. 会計方針の変更に関する注記（施行規則第126条の2）

（減価償却方法の変更）

法人税法の改正に伴い、当事業年度より平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しています。

これにより、従来の方々と比べて、当事業年度の事業管理費が755,631円減少し、事業利益、経常利益、税引前当期利益が同額増加しています。

III. 表示方法の変更に関する注記（施行規則第126条の3）

従来、直売所における取引高、及び米の購買取引については、収益を購買事業収益、費用を購買事業費用に含めて表示していましたが、事業別の損益をより適正に表示するため、当事業年度より販売事業収益及び販売事業費用に含めて表示することとしました。

IV. 貸借対照表に関する注記

1. 固定資産の圧縮記帳額（施行規則第127条第1項第2号）

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は351,946,174円であり、その内訳は次のとおりです。

種 類	圧縮記帳累計額
建 物	202,398,148円
建物附属設備	24,194,703円
構 築 物	20,353,983円
機 械 装 置	43,241,150円
器具・備品	2,574,737円
土 地	59,141,453円
合 計	351,904,174円

2. リース契約により使用する重要な固定資産（施行規則第127条第1項第4号）

貸借対照表に計上した固定資産のほか、リースにより使用している重要な固定資産（平成20年3月31日以前契約締結のもの）として以下のものがあります。

① リースで使用している資産

種 類	台 数
建 物	1式
車 両 運 搬 具	9台
器 具 ・ 備 品	10台
無 形 固 定 資 産	1式

② リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額及び期末残高相当額

種 類	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
建 物	5,984,300円	5,984,300円	—
車両運搬具	7,189,340円	6,859,804円	329,536円
器具・備品	26,122,000円	26,122,000円	—
無形固定資産	675,000円	675,000円	—
合 計	39,970,640円	39,641,104円	329,536円

③ 期末における未経過リース料相当額

一年以内	1,388,012円
一年超	295,200円
計	1,683,212円

④ 支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額

支払リース料	6,885,136円
支払利息相当額	375,434円
減価償却費相当額	5,769,887円

⑤ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を0とする定額法によっています。

⑥ 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっています。

3. 担保に供されている資産（施行規則第127条第1項第6号）

以下の資産は為替決済等の取引の担保として信連に差し入れております。

種 類	金 額
預 金	1,500,000,000円

4. 役員に対する金銭債権債務（施行規則第127条第1項第11号・第12号）

種 類	金 額
理事及び監事に対する金銭債権の総額	4,171,044,945円
理事及び監事に対する金銭債務の総額	—

5. 貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳（施行規則第127条第3項第1号イ）

貸出金のうち、リスク管理債権に該当する金額は1,175,176,294円であり、その内訳は次のとおりです。

種 類	残 高
破綻先債権	4,052,945円
延滞債権	962,726,076円
3カ月以上延滞債権	35,814,073円
貸出条件緩和債権	172,583,200円
合 計	1,175,176,294円

注1：破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じているものをいう。

注2：延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、注1に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外のものをいう。

注3：3カ月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金（注1及び注2に掲げるものを除く。）をいう。

注4：貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（注1から注3までに掲げるものを除く。）をいう。

6. 事業用土地の再評価（施行規則第127条第3項第1号ロ）

「土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）」及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき事業用土地の再評価を行っています。再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当

額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

再評価の方法及び再評価の年月日は以下のとおりとなります。

再評価の方法	固定資産税評価額に基づく再評価
再評価の年月日	平成11年3月31日
再評価を行った事業用土地の今期決算における時価の合計額が当該事業用土地の再評価後の帳簿価額との合計額を下回る金額	1,438,876,218円

V. 損益計算書に関する注記

1. 棚卸資産に係る収益性の低下による簿価切下げ額

購買品供給原価には、収益性の低下に伴う簿価切下げにより、1,345円の購買品評価損が含まれています。

VI. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項（施行規則第128条の2第1項第1号）

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域の利用者・団体などへ貸付け、残った余裕金を福岡県信用農業協同組合連合会へ預けて運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査担当部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実施し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金について資産査定基準に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

(市場リスクにかかる定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預金」、「貸出金」及び「貯金」です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.48%上昇したものと想定した場合には、経済価値が605,611,241円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。

当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項（施行規則第128条の2第1項第2号）

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるもの（外部出資）については、次表に含めていません。

(単位：円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	56,551,341,676	56,502,403,619	△48,938,057
貸出金	82,146,614,382	—	—
貸倒引当金	△556,699,718	—	—
貸倒引当金 控除後	81,589,914,664	85,218,028,227	3,628,113,563
資産計	138,141,256,340	141,720,431,846	3,579,175,506
貯金	128,622,308,458	128,620,188,273	△2,120,185
負債計	128,622,308,458	128,620,188,273	△2,120,185

注1：貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円LIBOR・SWAPレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円LIBOR・SWAPレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等については帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャ

ッシュ・フローをリスクフリーレートである円LIBOR・SWAPレートで割引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりです。

(単位：円)

種類	貸借対照表計上額
外部出資	1,576,311,100

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	56,551,341,676	—	—	—	—	—
貸出金	6,118,871,819	3,986,856,796	4,323,944,594	4,369,018,980	4,195,389,965	58,559,404,212
合計	62,670,213,495	3,986,856,796	4,323,944,594	4,369,018,980	4,195,389,965	58,559,404,212

注1：貸出金のうち、当座貸越281,570,445円については「1年以内」に含めています。

注2：貸出金のうち、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等593,128,016円は償還の予定が見込まれていないため含めていません。

(5) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	84,920,904,572	17,774,493,929	22,245,229,909	1,916,661,716	1,765,018,332	—
合計	84,920,904,572	17,774,493,929	22,245,229,909	1,916,661,716	1,765,018,332	—

注1：貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

VII. 退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度（施行規則第130条第1項第1号）

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度に加え福岡県農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付に係る会計基準（「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」（平成10年6月16日・企業会計審議会））に基づく、当期における退職給付債務の内容等は以下のとおりです。

2. 退職給付債務及びその内訳（施行規則第130条第1項第2号）

退職給付債務	752,131,589円
退職給付引当金	198,114,654円
特定退職共済制度	554,016,935円

3. 退職給付費用及びその内訳（施行規則第130条第1項第3号）

退職給付費用	28,886,248円
勤務費用	23,496,808円
臨時の支払退職金	5,389,440円

なお、勤務費用に特定退職共済制度への掛金30,100,000円は含まれていません。

4. 特例業務負担金の将来見込額（施行規則第130条第2項）

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、農林漁業団体職員共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金13,967,548円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された平成25年3月末現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、214,526,224円となっています。

VIII. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳（施行規則第131条第1項第1号）

繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は次のとおりです。

(繰延税金資産)

貸倒引当金超過額	80,525,000円
退職給付引当金超過額	55,010,000円
賞与引当金超過額	47,509,000円
役員退職慰労引当金超過額	21,155,000円
法定福利費（賞与分）の未払額	7,746,000円
未収貸付金利息不計上額	6,403,000円
固定資産減損損失	4,021,000円
その他	10,217,000円
繰延税金資産小計	232,586,000円
評価性引当額	△103,332,000円
繰延税金資産合計（A）	129,254,000円

(繰延税金負債)

全農とふくれんの合併に係るみなし配当	△2,747,000円
資産除去債務に対応する有形固定資産	△920,000円
繰延税金負債合計（B）	△3,667,000円

繰延税金資産の純額（A）+（B） 125,587,000円

繰延税金資産と繰延税金負債を相殺した残高を繰延税金資産として、貸借対照表に表示しています。

2. 法定実効税率と法人税負担率との差異の主な原因（施行規則第131条第1項第2号）

法定実効税率	29.40%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.81%
受取配当等永久に益金に算入されない項目	△0.45%
住民税均等割等	0.67%
評価性引当金の増減	1.30%
その他	△0.37%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.36%

IX. 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項（施行規則第131条の2第1項第1号）

当組合では、福岡市東区に賃貸等施設を所有しております。

また、平成25年3月期における当該賃貸等施設に関する賃貸損益は次のとおりです。

(単位：円)

用途	収益	費用	損益
賃貸等施設	88,868,854	38,149,403	50,719,451

注1：賃貸等施設には事業内で計上しているものも含まれます。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項（施行規則第131条の2第1項第2号）

当該賃貸等施設の貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は、次のとおりです。

(単位：円)

用途	貸借対照表計上額			当期末の時価
	前期末残高	当期増減額	当期末残高	
賃貸等施設	2,000,309,412	28,301,542	2,028,610,954	1,487,036,316

注1：貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

注2：当期増減額のうち、増加額は不動産取得（58,432,234円）であり、減少額は減価償却費（30,130,692円）です。

注3：当期末の時価は、主として固定資産税評価額に基づいて当組合で算定した金額です。その他評価の困難な資産に関しては、帳簿価額としています。

平成25年度注記表

(平成25年4月1日～平成26年3月31日)

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法（施行規則第126条第1項第1号）

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりです。

種 類	評価基準及び評価方法
その他有価証券 (時価のないもの)	移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法は、次のとおりです。

種 類	評価基準及び評価方法
購 買 品	売価還元法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
販 売 品	売価還元法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
印 紙 ・ 証 紙	個別法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
原 材 料 ・ 仕 掛 品	最終仕入原価法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
その他の棚卸資産	最終仕入原価法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法（施行規則第126条第1項第2号）

(1) 有形固定資産

① 建物

- a) 平成10年3月31日以前に取得したもの
…………… 旧定率法
- b) 平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したもの
…………… 旧定額法
- c) 平成19年4月1日以後に取得したもの
…………… 定額法

② 建物以外

- a) 平成19年3月31日までに取得したもの
…………… 旧定率法
- b) 平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得したもの
…………… 定率法(250%定率法)
- c) 平成24年4月1日以後に取得したもの
…………… 定率法(200%定率法)

耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。また、取得価額10万円以上20万円未満の減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っています。

(2) 無形固定資産…………… 定額法

自組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

3. 引当金の計上基準（施行規則第126条第1項第5号）

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産の償却・引当基準及び経理規程に基づき、次のとおり計上しています。

正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む。）については、それぞれ過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率に基づき算出した金額と税法繰入限度額のいずれか多い金額を計上しています。なお、この基準に基づき、当期は租税特別措置法第57条の9により算定した金額を計上しています。

破綻懸念先債権のうち2億円以上の債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引当てています。また、2億円未満の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率に基づき算出した金額を計上しています。

実質破綻先債権及び破綻先債権については、債権額から、早期処分を前提とした担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引当てています。

なお、すべての自己査定は、資産査定基準に基づき、資産査定部署が実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

(2) 賞与引当金

職員に対する賞与支給に充てるため、当期に発生していると認められる額を支給見込額基準により算定し、計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金引当規程に基づく期末要支給額を計上しています。

4. リース取引の処理方法（施行規則第126条第1項第7号）

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引で、平成20年3月末以前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法（施行規則第126条第1項第9号）

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却を行っています。

II. 貸借対照表に関する注記

1. 固定資産の圧縮記帳額（施行規則第127条第1項第2号）

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は351,904,174円であり、その内訳は次のとおりです。

種 類	圧縮記帳累計額
建 物	202,398,148円
建物附属設備	24,194,703円
構 築 物	20,353,983円
機 械 装 置	43,241,150円
器具・備品	2,574,737円
土 地	59,141,453円
合 計	351,904,174円

2. リース契約により使用する重要な固定資産（施行規則第127条第1項第4号）

貸借対照表に計上した固定資産のほか、リースにより使用している重要な固定資産（平成20年3月31日以前契約締結のもの）として以下のものがあります。

① リースで使用している資産

種 類	台 数
車 両 運 搬 具	2台

② リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額及び期末残高相当額

種 類	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
車両運搬具	1,638,190円	1,522,882円	115,308円
合 計	1,638,190円	1,522,882円	115,308円

③ 期末における未経過リース料相当額

一年以内	295,200円
一年超	0円
計	295,200円

④ 支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額

支払リース料	486,200円
支払利息相当額	132,505円
減価償却費相当額	214,228円

⑤ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を0とする定額法によっております。

⑥ 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。

3. 担保に供されている資産（施行規則第127条第1項第6号）

以下の資産は為替決済等の取引の担保として信連に差し入れております。

種 類	金 額
預 金	1,500,000,000円

4. 役員に対する金銭債権債務（施行規則第127条第1項第11号・第12号）

種 類	金 額
理事及び監事に対する金銭債権の総額	3,457,244,570円
理事及び監事に対する金銭債務の総額	—

5. 貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳（施行規則第127条第3項第1号イ）

貸出金のうち、リスク管理債権に該当する金額は858,716,473円であり、その内訳は次のとおりです。

種 類	残 高
破綻先債権	0円
延滞債権	792,853,428円
3カ月以上延滞債権	10,739,898円
貸出条件緩和債権	55,123,147円
合 計	858,716,473円

注1：破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じているものをいう。

注2：延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、注1に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を図

ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外のものをいう。

注3：3カ月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金（注1及び注2に掲げるものを除く。）をいう。

注4：貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（注1から注3までに掲げるものを除く。）をいう。

6. 事業用土地の再評価（施行規則第127条第3項第1号口）

「土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）」及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき事業用土地の再評価を行っています。再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上していません。

再評価の方法及び再評価の年月日は以下のとおりとなります。

再評価の方法	固定資産税評価額に基づく再評価
再評価の年月日	平成11年3月31日
再評価を行った事業用土地の今期決算における時価の合計額が当該事業用土地の再評価後の帳簿価額との合計額を下回る金額	1,435,172,958円

III. 損益計算書に関する注記

1. 棚卸資産に係る収益性の低下による簿価切下げ額

購買品供給原価には、収益性の低下に伴う簿価切下げにより、△3,490円の購買品評価損が含まれています。

IV. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項（施行規則第128条の2第1項第1号）

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域の利用者・団体などへ貸付け、残った余裕金を福岡県信用農業協同組合連合会へ預けて運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によっても

たらされる信用リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査担当部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実施し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金について資産査定基準に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

(市場リスクにかかる定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預金」、「貸出金」及び「貯金」です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.21%上昇したものと想定した場合には、経済価値が267,212,931円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。

当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項（施行規則第128条の2第1項第2号）

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるもの（外部出資）については、次表に含めていません。

(単位：円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	63,892,047,824	63,854,770,737	△37,277,087
貸出金	85,184,442,305	—	—
貸倒引当金	△552,241,945	—	—
貸倒引当金 控除後	84,632,200,360	88,098,473,587	3,466,273,227
資産計	148,524,248,184	151,953,244,324	3,428,996,140
貯金	138,004,287,867	138,017,692,058	13,404,191
負債計	138,004,287,867	138,017,692,058	13,404,191

注1：貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円LIBOR・SWAPレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円LIBOR・SWAPレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等については帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円LIBOR・SWAPレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりです。

(単位：円)

種類	貸借対照表計上額
外部出資	1,604,851,100

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	63,892,047,824	—	—	—	—	—
貸出金	5,495,039,564	4,237,771,046	4,467,623,892	4,541,997,530	3,891,112,832	61,941,154,594
合計	69,387,087,388	4,237,771,046	4,467,623,892	4,541,997,530	3,891,112,832	61,941,154,594

注1：貸出金のうち、当座貸越306,045,686円については「1年以内」に含めています。

注2：貸出金のうち、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等593,887,367円は償還の予定が見込まれていないため含めていません。

(5) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	89,538,917,116	21,754,049,696	22,184,990,676	1,993,573,435	2,532,756,944	—
合計	89,538,917,116	21,754,049,696	22,184,990,676	1,993,573,435	2,532,756,944	—

注1：貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

V. 退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要（施行規則第130条第1項1号）

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度に加え福岡県農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

2. 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表（施行規則第130条第1項2号）

期首における退職給付引当金	198,114,654円
退職給付費用	23,870,998円
退職給付の支払額	△34,924,061円
期末における退職給付引当金	187,061,591円

なお、退職給付費用に、特定退職共済制度への拠出金30,984,000円は含まれておりません。

3. 退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表（施行規則第130条第1項4号）

退職給付債務	723,475,209円
特定退職共済制度	△536,413,618円
未積立退職給付債務	187,061,591円
会計基準変更時差異の未処理額	0円
退職給付引当金	187,061,591円

4. 退職給付に関連する損益（施行規則第130条第1項5号）

勤務費用	23,870,998円
会計基準変更時差異の費用処理額	0円
臨時に支払った割増退職金	1,967,295円
退職給付費用	25,838,293円

5. 特例業務負担金の将来見込額（施行規則第130条第2項）

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、農林漁業団体職員共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金14,704,440円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された平成26年3月末

現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、228,044,684円となっています。

VI. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳（施行規則第131条第1項第1号）

繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は次のとおりです。

(繰延税金資産)

貸倒引当金超過額	77,296,000円
退職給付引当金超過額	51,629,000円
賞与引当金超過額	44,128,000円
役員退職慰労引当金超過額	25,680,000円
未収貸付金利息不計上額	11,587,000円
法定福利費（賞与分）の未払額	7,340,000円
固定資産減損損失	3,692,000円
その他	8,064,000円
繰延税金資産小計	229,416,000円
評価性引当額	△108,799,000円
繰延税金資産合計（A）	120,617,000円

(繰延税金負債)

全農とふくれんの合併に係るみなし配当	△2,747,000円
資産除去債務に対応する有形固定資産	△884,000円
繰延税金負債合計（B）	△3,631,000円

繰延税金資産の純額（A）+（B） 116,986,000円

繰延税金資産と繰延税金負債を相殺した残高を繰延税金資産として、貸借対照表に表示しています。

2. 法定実効税率と法人税負担率との差異の主な原因（施行規則第131条第1項第2号）

法定実効税率（調整）	29.40%
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.72%
受取出資配当等永久に益金に算入されない項目	△0.96%
評価性引当金の増減	1.70%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.12%
その他	1.04%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.02%

3. 繰延税金資産の計算に使用した法定実効税率の変更（施行規則第131条第1項第3号）

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の29.4%から27.6%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額は3,811,199円減少しており、法人税等調整額が3,811,199円増加しております。

VII. 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項（施行規則第131条の2第1項第1号）

当組合では、福岡市東区に賃貸等施設を所有

しております。

また、平成26年3月期における当該賃貸等施設に関する賃貸損益は次のとおりです。

(単位：円)

用 途	収 益	費 用	損 益
賃貸等施設	91,769,703	37,344,347	54,425,356

注1：賃貸等施設には事業内で計上しているものも含まれます。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項（施行規則第131条の2第1項第2号）

当該賃貸等施設の貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は、次のとおりです。

(単位：円)

用 途	貸借対照表計上額			当期末の時価
	前期末残高	当期増減額	当期末残高	
賃貸等施設	2,028,610,954	△2,590,727	2,026,020,227	1,478,149,072

注1：貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

注2：当期増減額のうち、増加額は不動産取得（12,032,867円）であり、減少額は減価償却費（14,623,594円）です。

注3：当期末の時価は、主として固定資産税評価額に基づいて当組合で算定した金額です。その他評価の困難な資産に関しては、帳簿価額としています。

③ 剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	平成24年	平成25年
1. 当期末処分剰余金	479,975	462,473
2. 剰余金処分額	345,635	338,358
(1) 利益準備金への繰入	160,000	160,000
(2) 任意積立金の積立	120,000	110,000
信用事業基盤強化積立金	30,000	30,000
営農指導事業強化積立金	20,000	20,000
教育積立金	10,000	10,000
固定資産修理積立金	10,000	—
60周年記念行事積立金	10,000	10,000
特別積立金	40,000	40,000
(3) 出資に対する配当金	65,635	68,358
3. 次期繰越剰余金	134,340	124,114

2 財務諸表の正確性等にかかる確認（要請及び取組み方針）

私は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において適正に表示されていることを確認いたしました。

当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。

- ・業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
- ・業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理態勢の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
- ・重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

平成26年6月30日

福岡市東部農業協同組合
代表理事組合長

石川 直茂 

3 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、人)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
経営収益（事業収益）	3,185	3,178	3,247	3,370	3,437
信用事業収益	1,786	1,746	1,838	1,871	1,852
共済事業収益	401	418	436	445	451
購買事業収益	－	－	－	－	－
販売事業収益	－	－	－	－	－
その他の収益	－	－	－	－	－
農業関連事業収益	575	576	542	605	624
その他事業収益	420	436	431	448	509
経常利益	363	211	482	476	414
当期剰余金	216	256	334	317	215
出資金	2,464	2,888	3,210	3,429	3,542
（出資口数）	(2,464)	(2,888)	(3,210)	(3,429)	(3,542)
純資産額	9,763	10,393	11,055	11,548	11,763
総資産額	114,680	124,501	133,996	145,033	155,366
貯金等残高	101,681	110,353	118,057	128,622	138,004
貸出金残高	75,449	76,717	78,908	82,146	85,184
有価証券残高	－	3	－	－	－
剰余金配当金額	46	53	60	65	68
出資配当額	46	53	60	65	68
事業利用分量配当額	－	－	－	－	－
職員数	183	191	195	196	204
単体自己資本比率	14.84%	15.07%	14.70%	14.24%	13.86%

(注) ・当期剰余金は、銀行等の当期利益に該当するものです。
 ・自己資本比率については、平成18年度末より新たな基準に基づき算出しています。
 ・職員数は、派遣を含んでいます。

4 利益総括表

(単位：百万円)

項目	平成24年度	平成25年度
資金運用収支	1,549	1,563
役員取引等収支	14	14
その他信用事業収支	△ 102	△ 154
信用事業粗利益	1,461	1,424
信用事業粗利益率	1.06%	0.97%
事業粗利益	2,193	2,179
事業粗利益率	1.51%	1.41%

(注) 信用事業粗利益率 = 信用事業粗利益 / 信用事業資産（債務保証見返を除く）平均残高 × 100
 事業粗利益率 = 事業粗利益 / 総資産（債務保証見返を除く）平均残高 × 100

5 資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項 目	平成24年度			平成25年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	137,044	1,493	1.089	146,209	1,458	0.997
うち預金	56,582	14	0.025	62,812	15	0.024
うち有価証券	—	—	—	—	—	—
うち貸出金	80,461	1,478	1.837	83,397	1,443	1.730
資金調達勘定	126,640	216	0.171	136,347	226	0.166
うち貯金・定期積金	126,640	216	0.171	136,347	226	0.166
うち借入金	—	—	—	—	—	—
総資金利ざや	—	—	0.219	—	—	0.215

(注) 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率（資金調達利回り＋経費率）
 経費率＝信用部門の事業管理費／資金調達勘定（貯金・定期積金＋借入金）平均残高

6 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項 目	平成24年度増減額	平成25年度増減額
受取利息	19	△ 1
うち貸出金	△ 27	△ 43
うち有価証券	—	—
うち預金	46	41
支払利息	1	10
うち貯金・定期積金	1	10
うち譲渡性貯金	—	—
うち借入金	—	—
差 引	20	9

(注) 1. 増減額は前年度対比です。
 2. 受け取り利息の預金には、信連からの事業利用分量配当金、特別配当金が含まれています。

7 自己資本の充実の状況

① 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項 目	25 年 度	
		経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	9,920	
うち、出資金及び資本準備金の額	3,542	
うち、再評価積立金の額	—	
うち、利益剰余金の額	6,524	
うち、外部流出予定額 (△)	△ 68	
うち、上記以外に該当するものの額	78	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	272	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	272	
うち、適格引当金コア資本算入額	—	
適格旧資本調達手段のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
うち、回転出資金の額	—	
うち、上記以外に該当するものの額	—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の 45 パーセントに相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1,112	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	11,305	
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。) の額の合計額	—	4
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	—	4
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。) の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。) の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る 10 パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) に関連するものの額	—	—
特定項目に係る 15 パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	—	
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	11,305	
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	77,296	
資産 (オン・バランス項目)	77,296	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 1,221	
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットの額に算入されることになったものの額のうち、無形固定資産 (のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。) に係るものの額	4	
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットの額に算入されることになったものの額のうち、繰延税金資産に係るものの額	—	
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットの額に算入されることになったものの額のうち、前払年金費用に係るものの額	—	
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額 (△)	△ 3,697	
うち、上記以外に該当するものの額	2,471	
オフ・バランス項目	—	
CVAリスク相当額を 8 パーセントで除して得た額	—	
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を 8 パーセントで除して得た額	4,259	
信用リスク・アセット調整額	—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	81,556	
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	13.86%	

(単位：百万円)

項 目	平成24年度
基本的項目 (A)	9,696
出資金	3,429
（うち後配出資金）	(-)
回転出資金	-
再評価積立金	-
資本準備金	-
利益準備金	2,552
任意積立金	3,329
次期繰越剰余金	414
（又は次期繰越欠損金）	(-)
処分未済持分	△ 29
その他有価証券の評価差損	-
営業権相当額	-
企業結合により計上される無形固定資産相当額	-
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	-
補完的項目 (B)	1,385
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45% に相当する額	1,119
一般貸倒引当金	265
負債性資本調達手段等	-
負債性資本調達手段	-
期限付劣後債務	-
補完的項目不算入額	-
自己資本総額 (C) = (A) + (B)	11,081
控除項目 (D)	-
他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	-
負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの	-
期限付劣後債務及びこれに準ずるもの	-
非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責に係る控除額	-
基本的項目からの控除分を除く自己資本控除とされる証券化エクスポージャー（ファンドのうち裏付資産を把握できない資産を含む。）及び信用補完機能を持つI/O ストリップス（告示第223条を準用する場合を含む。）	-
控除項目不算入額	-
自己資本額 (E) = (C) - (D)	11,081
リスク・アセット等計 (F)	77,797
資産（オン・バランス）項目	73,656
オフ・バランス取引項目	-
オペレーショナル・リスク相当額を8% で除して得た額	4,140
基本的項目比率（Tier1比率） (A) / (F)	12.46%
自己資本比率 (E) / (F)	14.24%

- (注) 1. 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しており、平成24年度は旧告示（パーセルII）に基づく単体自己資本比率を記載しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセットの算出にあたっては標準的手法、信用リスク削減手法の適用にあたっては簡便手法、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。
4. 平成24年度については、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の特例を定める告示（平成24年金融庁・農水省告示第13号）」に基づき基本的項目から、その他有価証券評価差損を控除していないため、「その他有価証券の評価差損」は「-」（ハイフン）で記載しています。

② 自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスクアセット	平成24年度			平成25年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機関向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	2,245	449	17	789	157	6
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	57,532	12,283	491	63,903	12,780	511
法人等向け	5,399	5,188	207	5,475	5,218	208
中小企業等及び個人向け	2,843	1,663	66	3,434	2,079	83
抵当権付住宅ローン	30,964	10,655	426	31,886	10,943	437
不動産取得等事業向け	14,308	13,979	559	14,747	14,440	577
3月以上延滞等	576	481	19	597	429	17
信用保証協会等及び株式会社企業再生支援機構による保証付	1,793	173	6	2,655	259	10
共済約款貸付	4	0	0	4	0	0
出資等	1,576	1,576	63	60	60	2
他の金融機関等の対象資本調達手段	-	-	-	2,465	2,465	98
特定項目のうち調整項目に算入されないもの	-	-	-	-	-	-
複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	-	-	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入・不算入となるもの	-	-	-	-	2,476	99
上記以外	28,436	27,205	1,088	27,308	25,985	1,039
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	-	-	-	153,326	77,296	3,091
CVAリスク相当額÷8%	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-	-	-
信用リスク・アセットの合計額	145,590	73,656	2,946	153,326	77,296	3,091
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額<基礎的手法>	オペレーショナルリスク相当額を8%で除した額		所要自己資本額	オペレーショナルリスク相当額を8%で除した額		所要自己資本額
	a		b=a×4%	a		b=a×4%
	4,140		165	4,259		170
所要自己資本額計	リスクアセット等(分母)計		所要自己資本額	リスクアセット等(分母)計		所要自己資本額
	a		b=a×4%	a		b=a×4%
	77,797		3,111	81,556		3,262

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「3月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「出資等とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
4. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入・不算入となるもの」とは、他の金融機関等の対象資本調達手段、コア資本に係る調整項目(無形固定資産、前払年金費用、繰延税金資産等)および土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したものの、不算入としたものが該当します。
5. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。

オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及び基礎的手法の額 (単位：百万円)

平成24年度		平成25年度	
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除した額 a	所要自己資本額 b = a × 4%	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除した額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
4,140	165	4,259	170

(注) 1. オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、当JAでは基礎的手法を採用しています。

〈オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法 (基礎的手法)〉

$$\frac{\text{粗利益 (直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

所要自己資本額 (単位：百万円)

平成24年度		平成25年度	
リスク・アセット等 (分母) 合計 a	所要自己資本額 b = a × 4%	リスク・アセット等 (分母) 合計 a	所要自己資本額 b = a × 4%
77,797	3,111	81,556	3,262

③ 信用リスクに関する事項

標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等の次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

(適格格付機関)

株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー (長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー (短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及び主な種類別内訳 (単位：百万円)

	平成24年度			平成25年度		
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券
信用リスク期末残高	145,590	82,296	—	153,326	85,275	—
信用リスク平均残高	137,043	80,461	—	146,216	83,404	—

(注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産 (自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く) 及びオフ・バランス取引の与信相当額を含みます。

信用リスクに関するエクスポージャーの地域別の期末残高及び主な種類別の内訳 (単位：百万円)

	平成24年度			平成25年度		
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券
国内	145,590	82,296	—	153,326	85,275	—
国外	—	—	—	—	—	—
合計	145,590	82,296	—	153,326	85,275	—

(注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産及びオフ・バランス取引の与信相当額を含みます。

信用リスクに関するエクスポージャーの業種別の期末残高及び主な種類別の内訳 (単位：百万円)

	平成24年度			平成25年度		
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券
農業	—	—	—	3	—	—
林業	—	—	—	—	—	—
水産業	—	—	—	—	—	—
製造業	—	—	—	0	—	—
鉱業	—	—	—	—	—	—
建設・不動産業	7,414	7,414	—	6,237	6,237	—
電気・ガス・熱供給・水道業	167	167	—	157	157	—
運輸・通信業	—	—	—	—	—	—
金融・保険業	57,559	971	—	66,442	964	—
卸売・小売・飲食・サービス業	1,699	1,699	—	1,826	1,820	—
日本国政府・地方公共団体	—	—	—	2	2	—
その他	—	—	—	1,318	1,318	—
個人	70,641	70,634	—	74,780	74,773	—
その他	5,121	—	—	2,556	0	—
合計	145,590	82,296	—	153,326	85,275	—

(注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）及びオフ・バランス取引の与信相当額を含みます。
2. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

信用リスクに関するエクスポージャーの残存期間別の期末残高及び主な種類別の内訳 (単位：百万円)

	平成24年度			平成25年度		
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券
1年以下	58,485	1,924	—	65,014	1,111	—
1年超3年以下	690	690	—	949	949	—
3年超5年以下	3,078	3,078	—	2,120	2,120	—
5年超7年以下	2,538	2,538	—	1,610	1,610	—
7年超10年以下	3,679	3,679	—	5,353	5,353	—
10年超	69,108	69,108	—	72,682	72,682	—
期間の定めのないもの	8,008	1,275	—	5,595	1,447	—
合計	145,590	82,296	—	153,326	85,275	—

(注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）及びオフ・バランス取引の与信相当額を含みます。

3月以上延滞エクスポージャーの期末残高の地域別の内訳

(単位：百万円)

	平成24年度	平成25年度
国内	576	597
国外	—	—
合計	576	597

(注) 1. 「3月以上延滞エクスポージャー」には、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーのほか、外部格付・カントリーリスク・スコアによってリスク・ウエイトが150%となったエクスポージャーを含めています。

3月以上延滞エクスポージャーの期末残高の業種別の内訳

(単位：百万円)

	平成24年度	平成25年度
法人		
農業	—	—
林業	—	—
水産業	—	—
製造業	—	—
鉱業	—	—
建設・不動産業	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
運輸・通信業	—	—
金融・保険業	—	—
卸売・小売・飲食・サービス業	—	—
日本国政府・地方公共団体	—	—
その他	—	—
個人	576	597
合計	576	597

(注) 1. 「3月以上延滞エクスポージャー」には、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーのほか、及び外部格付・カントリーリスク・スコアによってリスク・ウエイトが150%となったエクスポージャーを含めています。

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区分	平成24年度					平成25年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	262	265	—	262	265	265	272	—	265	272
個別貸倒引当金	306	291	—	306	291	291	280	4	287	280
国内	306	291	—	306	291	291	280	4	287	280
国外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人										
農業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	38	—	—	38
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
卸売・小売・飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
日本国政府・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	306	291	—	306	291	291	241	4	287	241

貸出金償却の額

(単位：百万円)

	平成24年度	平成25年度
法人	—	—
個人	—	4
合計	—	4

信用リスク削減効果勘案後の残高及び自己資本控除額

(単位：百万円)

			平成24年度			平成25年度		
			格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用 リスク 削減 効果 勘案 後 残 高	リスク・ウエイト	0%	—	2,835	2,835	—	3,069	3,069
	リスク・ウエイト	2%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウエイト	4%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウエイト	10%	—	1,735	1,735	—	2,593	2,593
	リスク・ウエイト	20%	—	58,833	58,833	—	64,797	64,797
	リスク・ウエイト	35%	—	30,445	30,445	—	31,266	31,266
	リスク・ウエイト	50%	—	137	137	—	45	45
	リスク・ウエイト	75%	—	2,159	2,159	—	2,751	2,751
	リスク・ウエイト	100%	—	49,406	49,406	—	51,195	51,195
	リスク・ウエイト	150%	—	36	36	—	83	83
	リスク・ウエイト	200%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウエイト	250%	—	—	—	—	—	—
	その他		—	—	—	—	—	—
	リスク・ウエイト	1250%	—	—	—	—	—	—
合計		—	145,590	145,590	—	155,802	155,802	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）及びオフ・バランス取引の与信相当額を含みます。
2. 経過措置によってリスク・ウエイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウエイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
3. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減方法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウエイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。
4. 平成24年度の「1250%」の項目には、自己資本控除とした額を記載しています。

④ 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウエイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等、本邦地方公共団体、本邦政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付がA-またはA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分に

ついて、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	平成24年度		平成25年度	
	適格金融資産担保	保 証	適格金融資産担保	保 証
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関向け及び第1種金融商品取引業者向け	—	—	—	—
法人等向け	117	—	84	—
中小企業等向け及び個人向け	206	87	200	82
抵当権住宅ローン	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—
3月以上延滞等	—	0	—	—
証券化	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—
上記以外	203	0	195	0
合 計	527	88	481	82

(注) 1. 「3月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第1種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。

2. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

⑤ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません

⑥ 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません

⑦ 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当組合においては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

① 子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当組合の事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

② その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環

境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成する運用会議を定期的で開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及び運用会議で決定された取引方針などにに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

- ③ 系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価 (単位：百万円)

	平成24年度		平成25年度	
	貸借対照表上額	時価評価額	貸借対照表上額	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	1,576	1,576	1,561	1,561
合計	1,576	1,576	1,561	1,561

出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

該当する取引はありません

貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額（その他有価証券の評価損益等）

該当する取引はありません

貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関係会社株式の評価損益等）

該当する取引はありません

⑧ 金利リスクに関する事項

金利リスクの算定方法の概要

金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、貯金等）が、金利の変動により発生するリスク量を見るものです。当JAでは、市場金利が上下に2%変動した時に受ける金利リスク量を算出することとしています。

要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される要求払貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、当JAでは、普通貯金等の額の50%相当額を0～5年の期間に均等に振り分けて（平均残存2.5年）リスク量を算定しています。

金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。

$$\text{金利リスク} = \text{運用勘定の金利リスク量} + \text{調達勘定の金利リスク量} (\Delta)$$

金利ショックに対する損益・経済価値の増減額

(単位：百万円)

	平成24年度	平成25年度
金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	△ 2,348	△ 2,323

VIII 直近2事業年度における事業の実績

1 信用事業

貯金に関する指標

① 科目別貯金平均残高

(単位：百万円)

種 類	平成24年度	平成25年度	増 減
流動性貯金	29,983 (23.6%)	32,568 (23.6%)	2,585
定期性貯金	96,212 (75.9%)	103,360 (75.9%)	7,148
その他の貯金	444 (0.3%)	418 (0.3%)	△ 26
小 計	126,640 (100.0%)	136,347 (100.0%)	9,707
譲渡性貯金	— (— %)	— (— %)	—
合 計	126,640 (100.0%)	136,347 (100.0%)	9,707

- (注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金
 2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金
 3. () 内は構成比です。

② 定期貯金残高

(単位：百万円)

種 類	平成24年度	平成25年度	増 減
定期貯金	92,290 (94.3%)	98,865 (94.5%)	6,575
うち固定自由金利定期	92,289 (99.9%)	98,865 (99.9%)	6,576
うち変動自由金利定期	— (— %)	— (— %)	—
定期積金	5,514 (5.6%)	5,734 (5.4%)	220

- (注) 1. 固定自由金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期貯金
 2. 変動自由金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期貯金
 3. () 内は構成比です。

貸出金に関する指標

① 科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種 類	平成24年度	平成25年度	増 減
手形貸付	879	923	44
証書貸付	78,336	81,212	2,876
当座貸越	281	295	14
割引手形	—	—	—
合 計	79,496	82,430	2,934

② 貸出金の金利条件別内訳

(単位：百万円)

種 類	平成24年度	平成25年度	増 減
固定金利貸出	68,350 (85.3%)	71,249 (85.7%)	2,899
変動金利貸出	11,824 (14.7%)	11,835 (14.2%)	11
合 計	80,174 (100.0%)	83,084 (100.0%)	2,910

- (注) 1. () 内は構成比です。

③ 貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

種 類	平成24年度	平成25年度	増 減
貯金・定期積金等	992	1,019	27
有 価 証 券	—	—	—
動 産	—	—	—
不 動 産	—	—	—
その他担保物	24,964	25,063	99
小 計	25,956	26,083	127
農業信用基金協会	1,768	2,636	868
その他保証	20,446	19,778	△ 668
小 計	22,214	22,414	200
信 用	33,975	36,685	2,710
合 計	82,146	85,184	3,038

④ 債務保証の担保別内訳

該当する取引はありません

⑤ 貸出金の使途別内訳

(単位：百万円)

種 類	平成24年度	平成25年度	増 減
設備資金	68,444 (83.3%)	69,021 (81.0%)	577
運転資金	13,702 (16.7%)	16,162 (19.0%)	2,460
合 計	82,146 (100.0%)	85,184 (100.0%)	3,038

(注) 1. () 内は構成比です。

⑥ 貸出金の業種別残高

(単位：百万円)

種 類	平成24年度	平成25年度	増 減
農 業	3,512 (4.3%)	3,316 (3.8%)	△ 196
水 産 業	57 (0.1%)	55 (0.1%)	△ 2
製 造 業	2,234 (2.7%)	2,160 (2.5%)	△ 74
鉱 業	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0
建 設 業	1,751 (2.1%)	1,692 (1.9%)	△ 58
電気・ガス・熱供給・水道業	505 (0.6%)	553 (0.6%)	47
運輸・通信業	1,995 (2.4%)	1,934 (2.2%)	△ 60
卸売・小売・飲食業	3,513 (4.3%)	3,148 (3.6%)	△ 365
金融・保険業	661 (0.8%)	690 (0.8%)	28
不 動 産 業	30,068 (36.6%)	31,222 (36.6%)	1,154
サービス業	6,337 (7.7%)	6,974 (8.1%)	636
その他	31,507 (38.5%)	33,436 (39.2%)	1,929
合 計	82,146 (100.0%)	85,184 (100.0%)	3,037

(注) 1. () 内は構成比です。

⑦ 主要な農業関係の貸出金残高

【ア】 営農類型別

(単位：円)

種 類	平成24年度	平成25年度	増 減
穀 作	13,111,332	11,276,686	△ 1,834,646
野 菜 ・ 園 芸	80,218,681	75,349,879	△ 4,868,802
果 樹 ・ 樹 園 農 業	—	—	—
工 芸 作 物	—	—	—
養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	—	—	—
養 鶏 ・ 鶏 卵	—	—	—
養 蚕	—	—	—
そ の 他 農 業	186,179,580	168,224,667	△ 17,954,913
合 計	279,799,593	256,060,103	△ 23,739,490

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。
 なお、上記⑥の貸出金の業種残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
 2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者が含まれます。
 3. 「農業関連団体等」には、JAや全農（経済連）の子会社等が含まれています。

【イ】 資金種類別

(貸出金)

(単位：円)

種 類	平成24年度	平成25年度	増 減
プ ロ パ ー 資 金	266,042,733	251,497,673	△ 14,545,060
近 代 化 資 金	—	—	—
その他制度資金等	13,756,860	4,562,430	△ 9,194,430
合 計	279,799,593	256,060,103	△ 23,739,490

- (注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融通しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
 2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは②のみを対象としています。
 3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

(受託貸付金)

(単位：円)

種 類	平成24年度	平成25年度	増 減
日本政策金融公庫資金 (農 林 水 産 事 業)	—	—	—
そ の 他	—	—	—
合 計	—	—	—

- (注) 1. 日本政策金融公庫資金は、農業（旧農林漁業金融公庫）にかかる資金をいいます。

⑧ リスク管理債権の状況

(単位：百万円)

種 類	平成24年度	平成25年度	増 減
破綻先債権額	4	0	△ 4
延滞債権額	962	792	△ 170
3カ月以上延滞債権	35	10	△ 25
貸出条件緩和債権	172	55	△ 117
合 計	1,175	858	△ 317

(注) 1. 破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸出金償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金）をいいます。

2. 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外の貸出金をいいます。

3. 3カ月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものをいいます。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

⑨ 金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位：百万円)

	債権額	保 全 額			
		担 保	保 証	引 当	合 計
破綻更正債権及びこれらに準ずる債権	574	298	—	275	574
危険債権	221	107	108	6	221
要管理債権	65	16	49	1	67
小 計	862	422	157	283	863
正 常 債 権	84,417				
合 計	85,279				

(注) 上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成18年法律第132号）第6条に基づき、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、次のとおり区分したものです。

1. 破綻更正債権およびこれらに準ずる債権

法的破綻等による経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権

2. 危険債権

経営破綻の状況にはないが、財政状況の悪化等により元本および利息の回収ができない可能性の高い債権

3. 要管理債権

3カ月以上延滞貸出債権および条件緩和債権

4. 正常債権

上記以外の債権

⑩ 元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況

該当する取引はありません

① 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	平成24年度				平成25年度					
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	262	265		262	265	265	272		265	272
個別貸倒引当金	306	291	—	306	291	291	280	4	287	280
合 計	569	556	—	569	556	556	552	4	552	552

② 貸出金償却の額

該当する取引はありません

為 替

① 内国為替取扱実績

(単位：千件、百万円)

種 類		平成24年度		平成25年度	
		仕向	被仕向	仕向	被仕向
送金・振込為替	件数	23	103	24	109
	金額	23,906	38,531	23,494	41,566
代金取立為替	件数	0	0	0	0
	金額	4	25	6	1
雑 為 替	件数	0	0	0	0
	金額	88	138	59	37
合 計	件数	23	104	24	110
	金額	23,999	38,695	23,560	41,605

有価証券に関する指標

① 種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

	平成24年度	平成25年度	増 減
国 債	—	—	—
地 方 債	—	—	—
政府保証債	—	—	—
金 融 債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社 債	—	—	—
株 式	—	—	—
受益証券	—	—	—
合 計	—	—	—

(注) 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しています。

② 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません

③ 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
平成24年度								
国 債	—	—	—	—	—	—	—	—
地 方 債	—	—	—	—	—	—	—	—
政府保証債	—	—	—	—	—	—	—	—
金 融 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
株 式	—	—	—	—	—	—	—	—
受 益 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—
平成25年度								
国 債	—	—	—	—	—	—	—	—
地 方 債	—	—	—	—	—	—	—	—
政府保証債	—	—	—	—	—	—	—	—
金 融 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
株 式	—	—	—	—	—	—	—	—
受 益 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—

有価証券の時価情報等

① 有価証券の時価情報

(単位：百万円)

項 目	平成24年度			平成25年度		
	取得価格	時価	評価損益	取得価格	時価	評価損益
売 買 目 的	—	—	—	—	—	—
満期保有目的	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—	—	—

- (注) 1. 時価は期末日における市場価格等によっております。
 2. 取得価額は、取得原価又は償却原価によっております。
 3. 売買目的有価証券については、時価を貸借対照表価額とし、評価損益については当期の損益に含めています。
 4. 満期保有目的の債券については、取得価額を貸借対照表価額として計上しています。
 5. その他有価証券については、時価を貸借対照表価額としています。
 6. 時価の算定は、金銭の信託の受託者が合理的に算出した価格によっております。
 ①取引所上場有価証券については、主として東京証券取引所における最終価格によっております。
 ②店頭株式については、日本証券業協会が公表する売買価格等によっております。

② デリバティブ取引等 (金融先物取引等、金融等デリバティブ取引、有価証券店頭デリバティブ取引)

該当する取引はありません

2 共済事業

① 長期共済新契約高・長期共済保有高

(単位：百万円)

種 類	平成24年度		平成25年度			
	新契約高	保有高	新契約高	保有高		
生命総合共済	終身共済	5,650	52,075	4,971	52,513	
	定期生命共済	5	103	5	78	
	養老生命共済	741	21,005	1,379	19,969	
	こども共済	265	4,270	263	4,377	
	医療共済	166	4,664	94	3,787	
	がん共済	—	576	—	539	
	介護共済	—	—	10	10	
	定期医療共済	—	153	—	150	
	年金共済	年金開始前	183	1,444	93	1,410
		年金開始後	—	794	—	812
		年金合計	183	2,239	93	2,222
	建物更生共済	17,787	196,741	16,469	200,387	
合 計	24,350	275,325	22,929	277,440		

- (注) 1. 金額は、保障金額（年金共済は年金年額（利率変動型年金は最低保証年金額））を表示しています。
 2. こども共済は、養老生命共済の内書として表示しています。
 3. 合計金額には、年金共済の年金年額を除き、年金共済に付加された定期特約を金額を含んだ額を表示しています。

② 短期共済新契約高

(単位：百万円)

種 類	平成24年度		平成25年度	
	新契約高	掛金	新契約高	掛金
火 災 共 済	17,455	12	17,104	12
自 動 車 共 済		228		249
傷 害 共 済	9,207	0	9,718	0
団体定期生命共済	—	—	—	—
農機具損害共済		—		—
定額定期生命共済	2	0	2	0
賠償責任共済		0		—
自 賠 責 共 済		30		34
合 計	26,664	271	26,824	298

- (注) 金額は、保障金額を表示しています。

3 農業関連事業

① 買取購買品（生産資材）取扱高

（単位：百万円）

種 類	平成24年度	平成25年度
農業機械	89	93
自動車	104	118
肥料	30	32
飼料	1	1
農薬	19	19
その他	113	94
合 計	358	357

（注）生産資材とは農業に関連する購買商品です。

② 受託販売品取扱実績

（単位：百万円）

種 類	平成24年度	平成25年度
米	28	20
野菜	119	126
果実	9	10
直売所	35	46
合 計	192	204

4 生活その他事業

① 買取購買品（生活物資）取扱高

（単位：百万円）

種 類	平成24年度	平成25年度
食 品	41	37
耐久資材	60	96
日用品	38	48
L Pガス	—	—
その他	14	15
合 計	156	196

（注）耐久資材とは太陽光発電システムや、家電製品等です。

② 宅地等供給事業

（単位：百万円）

種 類	平成24年度	平成25年度
賃 貸 料	56	63
斡旋手数料	82	83
管理手数料	103	112
その他	20	21
合 計	262	280

IX 直近2事業年度における事業の状況を示す指標

1 利益率

(単位：%)

項目	平成24年度	平成25年度	増減
総資産経常利益率	0.332	0.224	△ 0.108
資本経常利益率	4.263	2.943	△ 1.320
総資産当期純利益率	0.221	0.141	△ 0.080
資本当期純利益率	2.841	1.856	△ 0.985

- (注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
 2. 資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100
 3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
 4. 資本当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

2 貯貸率・貯証率

(単位：%)

区分		平成24年度	平成25年度
貯貸率	期末	63.87	61.73
	期中平均	63.52	61.15
貯証率	期末	0.00	0.00
	期中平均	0.00	0.00

- (注) 1. 貯貸率（期末）＝貸出金残高／貯金残高×100
 2. 貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100
 3. 貯証率（期末）＝有価証券残高／貯金残高×100
 4. 貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

3 職員一人あたりの取扱高

(単位：百万円)

項目		平成24年度	平成25年度
信用事業	貯金残高	730	754
	貸出金残高	466	465
共済事業	長期共済保有高	1,564	1,516
経済事業	購買品取扱高	2	3

4 一店舗あたりの取扱高

(単位：百万円)

項目	平成24年度	平成25年度
貯金残高	12,862	13,800
貸出金残高	8,214	8,518
長期共済保有高	27,532	27,744

X 役員等の報酬体系

1 役員

(1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は理事及び監事をいいます。

(2) 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法について

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、平成25年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：百万円)

	支給総額（注2）	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員（注1）に対する報酬額	66	0

(注1) 対象役員は、理事16名、監事5名です。(期中に退任した者を含む。)

(注2) 退職慰労金については、本年度に実際に支給した額ではなく、当期の費用として認識される部分の金額（引当金への繰入額と支給額のうち当期の負担に属する金額）によっています。

(3) 対象役員の報酬等の決定等について

① 役員報酬（基本報酬）

役員報酬は、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総代会において決定し、その範囲内において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事会の協議によって定めています。なお、業務連動型の報酬体系とはなっておりません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定していますが、その基準等については、役員報酬審議会（組合員から選出された委員6人で構成）に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

② 役員退職慰労金

役員退職慰労金は、理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金総額を総会において決定し、その範囲内において、理事各人別の退職慰労金については理事会において決定し、監事各人別の退職慰労金については監事の協議によって定めています。

この場合の役員各人別の退職慰労金については、役員退職慰労金支給算定基準及び役員退職慰労引当規程に基づき、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額に特別に功労があったと認められる者については功労金を加算して算定した金額を勘案して決定しています。役員退職慰労金支給算定基準については、役員報酬審議会（組合員から選出された委員6人で構成）に諮問し、その答申を踏まえて決定しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

2 職員

(1) 対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当J Aの職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当J Aの業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成25年度において、対象職員等に該当するものはありませんでした。

事業所のご案内



◎店舗外ATM

本店

〒812-0061 福岡市東区筥松2丁目19-16(2F)
代表 ☎621-4662 FAX621-5535

総務部
総務課 ☎621-4662
コンプライアンス課 ☎621-4689

総合企画室 ☎621-4663

監査室 (3F)
☎621-4692 FAX621-4695

金融部
金融課 ☎621-4664
融資課 ☎621-4656
推進課 ☎621-4665
共済課 ☎621-4666

営農経済部
営農生活課 ☎621-4696
資材課 ☎621-4668

開発部 (3F)
開発課
税務相談課
☎621-4699 FAX621-4700

和白支店 (ATM)

〒811-0202 福岡市東区和白3丁目27-39
☎606-2865 FAX606-2856

三苫支店 (ATM)

〒811-0201 福岡市東区三苫6丁目1-36
☎606-2406 FAX607-5894

香椎支店 (ATM)

〒813-0013 福岡市東区香椎駅前1丁目22-1
☎681-3165 FAX681-3164

多々良支店 (ATM)

〒813-0031 福岡市東区八田1丁目5-18
☎691-0537 FAX691-0539

松崎支店 (ATM)

〒813-0035 福岡市東区松崎2丁目17-3
☎661-1825 FAX662-3062

箱崎支店 (ATM)

〒812-0061 福岡市東区筥松2丁目19-16(1F)
☎611-5848 FAX611-5834

席田支店 (ATM)

〒812-0851 福岡市博多区青木1丁目15-25
☎611-4534 FAX611-4536

月隈支店 (ATM)

〒812-0858 福岡市博多区月隈3丁目1-19
☎503-5878 FAX503-8406

空港前支店

〒812-0002 福岡市博多区空港前3丁目5-35
☎622-6361 FAX623-5904

志賀支店

〒811-0323 福岡市東区大字志賀島493番地
☎603-6431 FAX603-6432

JAハウジング・センター

〒812-0061 福岡市東区筥松2丁目19-16(1F)
☎612-7339 FAX612-6940

自動車・農機サービスセンター

〒812-0063 福岡市東区原田4丁目29-18
☎611-3727 FAX611-6841

農産加工センター「ふれあい夢工房」

〒812-0063 福岡市東区原田4丁目29-18
☎621-5677

愛菜市場

〒811-0202 福岡市東区和白3丁目27-39
☎606-2082 FAX606-9277

育苗センター

〒813-0023 福岡市東区蒲田3丁目8-53
☎691-8180 FAX691-8180

多々良農業倉庫

〒813-0032 福岡市東区土井3丁目18-17
☎691-3007



JA福岡市東部シンボルマーク
新緑のしずく…協調性・若々しさ・潤い



JA福岡市東部

<http://www.ja-fukutou.or.jp/>